

# 一関地区広域行政組合議会会議録

平成 24 年 3 月 21 日招集  
第 18 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

# 目 次

審議結果	3
議事日程	5
開会及び開議宣言	7
会議録署名議員の指名（勝浦伸行君・武田ユキ子君）	8
会期の決定	8
施策推進方針の表明について	8
一 般 質 問	10
☆ 海 野 正 之 君	10
1. 放射能に汚染された牧草等の焼却処分について	
(1) 大東清掃センターで焼却処分し、東山清掃センターにおいて焼却灰を埋却処分していると しているが、管理者当局は各々の施設周辺住民に対して説明会の開催を重ねるなど、理 解を求めてきたが、周辺住民の方々は各々の処分受け入れに対して、苦渋の決断をされ たと思うが、そのような地域住民の方々に対して、管理者当局としてどのようなご見解 であるか伺う	
(2) 管理者は施策推進方針において、各施設の維持管理には万全を期する旨述べておられ るが、当該焼却処分施設である大東清掃センターはもとより、焼却灰の埋却処分施設で あり、特にも設置から30年以上も経過している東山清掃センターの確実な処理制度向上 と長寿命化対策は重要と考えるが、防護堰堤の強化や排水処理施設の精度向上を含めた 更新対策の考えについて伺う	
(3) 当組合管内には、焼却施設及び埋却施設として一関清掃センターと舞川清掃センター を有しているが、バグフィルター等高性能ばいじん除去装置等の追加設置により、当該 牧草等の焼却埋却処理が可能となり、現状地域住民への負担軽減のみならず、放射能対 策の短期化が期待できるものと思うが、当局のご見解を伺う	
(4) 今後、食品等の放射性物質濃度規制値が厳しくなるとのことであり、それに伴い、農 畜産物への大きな影響が懸念されている 特に、現在行われている牧草等の処分すべき量の増加が懸念されるが、その対応につ いてのお考えを伺う	
(5) バグフィルターでのダスト捕捉率は99.99%と伺っているが、さらに、その下流部に 高性能フィルター（HEPAフィルター）を設置することにより、ほぼ完璧な捕捉が可能と なるとのことであるが、ご理解をいただいた施設周辺住民の方々の安全安心の更なる確 立とともに、さらなる信頼関係醸成にとっても有効と考えるが、その設置についてのご 見解を伺う	
☆ 菊 地 善 孝 君	15
1. ゴミ焼却場における放射線汚染物質焼却について	
2. 両火葬場従事者の処遇改善の実績について	
☆ 岡 田 も と み 君	25
1. 第5期介護保険事業計画について	
(1) 介護保険料と利用料の負担増を回避するために	

(2) 特別養護老人ホームの待機者解消のために

(3) 介護職員の人材育成と確保に向けて

(4) 介護予防事業の充実に向けて

(5) 第5期計画の市民周知は

☆ 沼倉憲二君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

1. 今後の高齢化の進行に伴う介護サービスと介護保険料についてどのように考えるか伺います

(1) 当面の要介護認定者の増加や入所待機者の解消のため、第5期計画の介護サービスの整備は、どのように計画しているか伺います

(2) 今次の介護保険料の引き上げはどのようになっているか伺います  
また、今後の対応について伺います

(3) 改正介護保険法の4月施行で、デイサービス訪問介護の報酬が大幅に引き下げとなり、高齢者が24時間いつでも自宅に看護師やヘルパーを呼べるサービスなど定期巡回・随時対応サービスが充実されるとのことであるが、当組合管内では、対応できるか伺います

(4) 団塊の世代のすべてが後期高齢者となる10～20年後を想定した介護保険事業の将来計画を策定する必要があると思うがどうか伺います

認 第1号 専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

議案第1号 一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

議案第2号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・41

議案第3号 平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

議案第4号 平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

議案第5号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・・・48

議案第6号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・48

## 審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 1 号	専決処分について	3 月 2 1 日	承 認
議案第 1 号	一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 2 1 日	原案可決
議案第 2 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 2 1 日	原案可決
議案第 3 号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3 月 2 1 日	原案可決
議案第 4 号	平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3 月 2 1 日	原案可決
議案第 5 号	平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）	3 月 2 1 日	原案可決
議案第 6 号	平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	3 月 2 1 日	原案可決

## 受理した議案

認 第 1 号 専決処分について

議案第 1 号 一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第 2 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算

議案第 4 号 平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

議案第 5 号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 6 号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

## 議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	認 第 1号	専決処分について
日程第 6	議案第 1号	一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 2号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 3号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 9	議案第 4号	平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 10	議案第 5号	平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）
日程第 11	議案第 6号	平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

# 一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成24年3月21日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会  
告示年月日 平成24年3月14日  
告示番号 第10号  
招集日時 平成24年3月21日  
会議の場所 一関市議会議場

## 出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	岩渕善朗君	5番	佐藤雅子君	6番	沼倉憲二君
7番	千田恭平君	8番	菊地善孝君	9番	海野正之君
10番	千葉満君	11番	橋本周一君	12番	那須茂一郎君
13番	佐々木清志君	14番	菅原巧君	15番	武田ユキ子君
16番	阿部孝志君	17番	石川章君	18番	岩渕一司君

## 欠席議員（0名）

## 職務のため出席した職員

事務局長	鈴木道明	事務局次長	金野和彦
議事係長	小野寺晃一		

## 説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	菅原正義君
副管理者	田代善久君	事務局長	佐藤好彦君
介護保険担当参事	齋藤昭彦君	環境衛生担当参事	鈴木悦朗君
事務局次長兼介護保険課長	松岡睦雄君	一関清掃センター所長	千田勝君
大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	加藤英行君	環境衛生主幹	石川二三夫君
介護福祉主幹	青山モト子君	会計管理者	菊地隆一君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	阿部和子君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

## 第18回広域行政組合議会定例会

平成24年3月21日

午前10時00分 開 会

### 会議の議事

**議長（岩渕一司君）** ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、平成24年3月14日、一関地区広域行政組合告示第10号をもって招集の、第18回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**議長（岩渕一司君）** この際、諸般のご報告を申し上げます。

**議長（岩渕一司君）** 受理した案件は、管理者提案7件です。

次に、管理者から平成24年度当初予算提案に当たり、平成24年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、海野正之君ほか3名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書6件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

次に、議員派遣の決定をし、実施したものを議員派遣報告書としてお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

**議長（岩渕一司君）** 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

**議長（岩渕一司君）** 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

**議長（岩渕一司君）** 次に、人事紹介について、管理者より申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** この機会に監査委員をご紹介申し上げます。

12月15日付で選任いたしました菅原巧さんであります。

（監査委員、あいさつ）

以上で、人事紹介を終わります。

**議長（岩渕一司君）** 次に、管理者より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 平成23年度の介護保険料の賦課の誤り及び特別養護老人ホームシルバーライト花泉の事業の継承について、行政報告を申し上げます。

まず、平成23年度の介護保険料の賦課事務についてであります。委託先業者によるデータの操作ミスにより、対象者37人、総額58万900円が不足となる賦課誤りが判明したところであります。この事案は、平成23年度分の一関市の住民税課税状況データを介護保険システムに反映する際に、委託先業者が、本来、住民税の課税対象者であるにもかかわらず、非課税と一部を誤って変換操作したものであります。

当組合では、介護保険料の賦課事務を例年6月に事業者にて作成委託しておりますが、委託先業者が誤った情報を反映させたため、本来納付すべき額との差が生じたまま、これまで年金から引き落とし、あるいは納付書による納付が行われており、納付額に不足が生じたものであります。

組合といたしましては、賦課誤りというご迷惑をおかけした37人の被保険者の皆様を戸別訪問しておわびを申し上げ、不足額について納付をお願いしたところでございます。また、委託先業者に対しては、厳重に注意するとともに、再発の防止のためのチェック機能の強化を図ったところでございます。市民、町民の皆様に深くおわびを申し上げます。

次に、特別養護老人ホームシルバーライト花泉の事業の継承についてであります。岩手県医療局は、今月末に予定されている社会福祉法人七星会との施設の賃貸借契約を更新しないこととしたことにより、入所している方々に大変なご不安をおかけしたところであります。施設を運営する七星会は、事業譲渡と継承する法人の選定を一関市に依頼し、一関市においては市内の介護施設を運営する社会福祉法人と協議を重ね、花泉地域で介護事業運営を行っている社会福祉法人二桜会を継承法人として選定したところであります。今月に入りまして、双方の社会福祉法人の理事会において事業譲渡、事業継承の議決がそれぞれ行われ、現在は事業廃止、あるいは事業開始の諸手続きが行われております。

当組合としては、社会福祉法人二桜会が運営する特別養護老人ホーム花いずみに対して、介護サービス事業所として4月1日の開業に向け規定の手続きを行っているところでございます。社会福祉法人二桜会は、この施設を隣接する定員90床の特別養護老人ホームソエル花泉と一体的な管理運営を行うとのことであり、今後は健全な施設運営ができるものと期待しているところでございます。

以上、2件について行政報告をさせていただきます。

**議長（岩渕一司君）** 以上で、行政報告を終わります。

**議長（岩渕一司君）** これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

**議長（岩渕一司君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

3番 勝 浦 伸 行 君

15番 武 田 ユキ子 君

を指名します。

**議長（岩渕一司君）** 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

**議長（岩渕一司君）** 日程第3、施策推進方針の表明について、先刻ご報告のとおり、管理者から平成24年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 第18回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成24年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、平成18年4月に日常生活圏域を共有する一関市、平泉町及び藤沢町からの負託を受けて設立し、ごみ及びし尿処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理に努めてまいりましたが、昨年9月、藤沢町が一関市に編入合併したことにより、1市2町から1市1町の新たな体制となりました。

この間、組合運営が堅調に推移しておりますことは、議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご協力によるものであり、ここに深く感謝申し上げる次第でございます。

今後におきましても、管内人口や高齢化率の推移を踏まえ、ともに支え合い、ともに安心して生活できる環境を整備するため、負託を受けた広域行政事務を構成市町との連携のもとに、効率的、効果的な執行に努め、管内住民の福祉の向上のために以下の施策を推進してまいります。

まず、初めに、衛生事務について申し上げます。

一般廃棄物処理事業は、日常生活に深くかかわりのある業務でありますことから、廃棄物処理施設の維持管理については、定期的な補修工事のほか、必要に応じて設備の更新を行い、ごみ及びし尿の安定的、継続的な処理に万全を期してまいります。

次に、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故に対応した事業であります。一関清掃センターで焼却したごみから出る飛灰は、放射性物質が高濃度でありますことから、国の委託事業により舞川清掃センターで焼却灰をセメントで固める事業と保管事業を実施し、放射線量の低減を図るとともに、放射性物質が拡散しないよう万全の対策を講じてまいります。

大東清掃センターにおいては、引き続き放射能に汚染された牧草の焼却処理について実施してまいります。

汚染牧草の焼却に当たっては、地元との公害防止協定に基づき焼却することはもとより、排出ガス、放流水、焼却灰の放射性セシウム濃度や施設周辺の空間線量などの調査を行うとともに、施設周辺の住民の皆様へ不安を与えないよう焼却状況などの情報提供を行い、安全安心な焼却に努めてまいります。

また、沿岸津波被災地からの瓦れき受け入れについては、被災地の復興を支援するため、引き続き瓦れきを受け入れ、その焼却処分に取り組んでまいります。

家庭ごみの収集については、ごみ収集カレンダーをわかりやすく工夫するとともに、ごみの出し方の啓発用チラシを配布するなど、ごみの分別について住民の皆様のご理解を得られるよう努めるとともに、ごみ収集車からの発火事故などの防止に努めてまいります。

さらに、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3R運動についても、限られた資源の有効利用を図るべく、資源循環型社会の実現に向けて、構成市町との連携のもとに啓発活動に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

平成12年度から実施されました介護保険制度は13年目を迎え、介護を社会全体で支える制度として、住民の皆様のご理解を得て定着してきていると認識しているところでございます。

その一方で、人口減少傾向が今後、さらに強まる予測の中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成23年12月末現在29.9%で、全国的に言えることではありますが、増加傾向にあるところでございます。

特にも、介護の可能性が高い75歳以上の高齢者の割合が増加しておりまして、安心して住み慣れた地域で生活することができるよう、第5期介護保険事業計画を策定したところであります。

策定に当たりましては、管内住民の皆様のご意見、ご要望を踏まえ、議会との協議や介護保険運営協議会での検討を進め、策定してまいりました。

この5期の計画では、高齢者を取り巻くさまざまな課題に対応して、介護予防支援を効果的に行うため、地域包括支援センターの機能強化と充実を目指してまいります。

また、住み慣れた地域で生活を維持したいという高齢者の希望に対応して、地域密着型の特別

養護老人ホーム、あるいは認知症対応型のグループホームなどの整備を図るほか、新たな在宅の介護サービスである定期巡回・臨時対応型訪問介護看護や複合型サービスを整備することといたしました。

介護保険料につきましては、第5期計画の前倒しによる施設整備が進み、施設サービス費の伸びが見込まれることや、要介護認定者数の増加等により、第4期計画に比べて大幅な増額が見込まれたところでありましたが、介護給付費準備基金積立金の活用などにより、介護保険料の抑制を図ったところでございます。

介護予防事業については、介護予防に関する関心が高まりを見せているところから、引き続き構成市町と連携を深めながら、効果的に事業実施してまいります。

以上、平成24年度の施策の方針を申し上げます。

現下の行財政環境は依然として厳しい状況にございますが、広域行政体を預かる者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービス向上と予算の効率的な執行に意を配し、地域住民の福祉の向上に誠心誠意取り組む所存でございますので、組合議会議員各位並びに組合管内住民の皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。組合管理者としての施策推進の方針といたします。

**議長（岩淵一司君）** 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一括質問答弁方式を選択した場合は、回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、どちらの方式を選択しても時間は60分以内としますので、ご留意願います。

海野正之君の質問を許します。

海野正之君の質問は、一括質問答弁方式です。

9番、海野正之君。

**9番（海野正之君）** 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。

私は、先に通告をいたしておりますとおり、放射能に汚染された牧草等の焼却処分について、管理者ご当局にお伺いをいたします。

1年前の昨年3月11日に発生した東日本大震災及び大津波により、多くの犠牲者と広範囲にわたり甚大な被害を被りました。亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の早期復興を心から願うものであります。あわせて発生した東京電力福島第一原発事故による放射能汚染被害は、この東北地方を初め関東地方に至るまでの広範囲にわたっており、1年が経過した今になっても、いまだその解消方途が見出されていないばかりか、被害分野が拡大している傾向にあります。

当一関市及び平泉町におきましても、その汚染被害地域として国において除染対象地域に指定され、除染計画が策定されました。発災当初より、事故発生原発の対処と爆発による放射性物質の汚染拡散問題は、国民の健康確保対策や農畜産業及び漁業を初めとした産業全般にわたり、深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、早期にしっかりと現状把握のもとによる対策が求められておりましたが、実態把握の遅れや対応方針、対処手法の決定の遅れなど、いまだ各方面に大きな不安を残したままで、さらにいまだ手つかずの分野も多く存在する状況であり、さらにはその対処方針が各省庁で足並みがそろっていない状況にないことが、被害者である国民各位に不

安と、特に福島原発の周辺住民には絶望感を増長させており、政府及び東京電力に対して猛省を求めるものであります。

当地域でも、汚染度合いの差はあるにしても、農畜産業全般にわたり実質及び風評の被害が及び、長年にわたり各産地形成に努力され、耕畜連携による高品質生産という相乗効果を築き上げてきた実績がまさに崩壊の危機に瀕しているものであり、早急かつ効果的な対策と補償が求められております。特に、畜産関係者にとっては、出荷制限や風評被害に加えて、稲わらや牧草、堆肥など、畜産現場では日常欠くことのできない粗飼料等が汚染され、その処分と代替品の確保に追われていると伺っております。

その対策の一環として、当一関地区広域行政組合では、大東清掃センターにおいて当該牧草1,600トンの焼却をして、その焼却灰を東山清掃センター最終処分場において埋却処分することとして、昨年10月に試験焼却を実施し、焼却及び埋却に係る全工程において放射能の影響調査を行い、管理基準及び方法、異常時の対処処置等を含めた取り決めを定めて、不測の事態が起こらないよう焼却及び埋却処分実施計画を定め、数回に及ぶ周辺住民の方々への説明会や話し合いを開催して、住民理解を求めた上で今年2月6日より実施されております。しかしながら、周辺住民の方々にとりましては、まさに降って湧いたような出来事であり、施設を抱えてしまった地域として大変複雑な思いだったことと思います。

もとより、この放射性物質の汚染拡散事故は、第一義的に十分な安全性の確保策を怠ったまま原子力政策を進めてきた国と、その実施者である東京電力にその責任があることは言うまでもないことではありますが、あまりにも広範囲に大量の放射性物質が振り散らかされてしまったため、責任当事者による除染対策を待っている、いつのことになるか見当もつかず、日常生活や産業活動に深刻な事態を招くことが予想されるため、そのような事態を最小限に回避するためにも、自らの手で自らの地域の迅速で効果的な除染対策を行わざるを得ない状況と考えます。

大東清掃センターは、バグフィルターにより煤煙中の放射性物質も除去できる性能を有する数少ない焼却処理可能施設と伺っております。放射性物質や放射線の濃度や量による健康への影響については、多くの専門家がさまざまな見解を示されており、国における基準も二転三転と変遷しております。そのこと自体も住民の不安を募らせている原因の一つではないかと思えます。

そのような中であって、施設周辺住民の方々にとっては、汚染牧草焼却及び埋却処分計画の容認は、まさしく苦渋の決断であったものと深く思料されます。皆が被害者であり、個人では解決できない、まさしく共助の精神を持ったものとしても、その決断はつらく厳しいものであったと思います。また、大東清掃センターを初めとする関係職員の方々におきましても、公害防止協定の遵守はもとより、住民の方々からの要望等を履行すべく、施設の維持管理や放射能測定など、周辺住民の方々はもとより、全市民の安全安心と信頼関係の維持増進を図るため、日常の細かな管理運営に至るまで、これまで以上に気の抜けない業務の連続であるものと思料されます。

私は、改めて、施設地元関係者の方々とともにこのように施設運営従業者の方々に対して心から敬意と感謝を表するとともに、今後とも施設の維持管理強化と施設の長寿命化を図られるよう祈念いたします。そして、一日も早く不安払拭を図れることを心より願うものであります。

ただ、最近の動向を見ていると、食品を中心として放射性物質含有量規制値が大幅に厳しく改定されるとのことであり、汚染物質とされる牧草やその他の農業関連物が大量に指定されることが危惧されます。その処分となりますと、相当厳しい対応が求められることが予想されますが、もしこのような場合においても、さらに現在の処理方式とする場合、当該地域だけに負担を

押しつけることになり、お互いさまの思い、共助の精神に反することとなり、住民との信頼関係を損ねることにならないかと心配をいたしております。

私ども一関市議会一新会と公和会との合同で宮城県亘理郡及び福島市を訪れ、津波被害によるがれき焼却処理施設及び除染処理事業の状況について研修視察を行いました。瓦れき焼却施設での説明によりますと、災害廃棄物は宮城県全体で1,819万4,000トンで、亘理郡処理区では126万7,000トンと推定されており、通常の110年分とのことであり、放射性物質の含有を想定した処理方式設定で総額517億4,000万円の規模で、焼却能力は日量105トンの規模のものが5基備えて、2年間の契約で実施するとのことであります。そして、そのすべてにバグフィルターを設置して万全を期すとしております。

また、福島市では、時間当たり50キログラムの仮設焼却炉ではバグフィルターの下流部にヘパと言われる高性能エアフィルターを設置し、ほとんど完璧にダスト捕捉が可能ということであります。現地を視察して、処理設備や処理技術は相当進歩していると実感いたしました。

当地域においても、安全度、安心度を高めるためにも、このような設備を追加設置することも必要ではないかと感じた次第であります。

以上の事柄を踏まえて、以下、具体的にお伺いをいたします。

まず、第1点目は、大東清掃センターで焼却処分し、東山清掃センターにおいて焼却灰を埋却処分するをいたしておりますが、管理者ご当局はそれぞれの施設周辺住民に対して説明会の開催を重ねるなど理解を求めてきましたが、周辺住民の方々はそれぞれの処分受け入れに対して苦渋の決断をされたものと思っておりますが、このような地域住民の方々に対し管理者ご当局としてどのようなご見解であるか、まずもってお伺いをいたします。

2番目といたしまして、管理者は施策推進方針において、各施設の維持管理には万全を期する旨述べておられますが、当該焼却処分施設である大東清掃センターはもとより、焼却灰の埋却処分施設であり、特にも設置から30年以上経過している東山清掃センターの確実な処理精度向上と長寿命化対策は、周辺住民の方々の苦渋の決断にこたえる意味でも重要と考えますが、防護堰堤の強化や排水処理施設の精度向上を含めた更新対策のお考えについてお伺いをいたします。

3番目といたしまして、当組合管内には焼却施設及び埋却施設として一関清掃センターと舞川清掃センターを有しておりますが、バグフィルター等高性能煤塵除去装置等の追加設置により当該牧草等の焼却埋却処理が可能となり、現状地域住民への負担軽減のみならず、放射能対策の期間短縮が期待できるものと思っておりますが、ご当局のご見解をお伺いいたします。

4番目といたしまして、今後、食品等の放射性物質濃度基準値が厳しくなるとのことであり、それに伴い農畜産物への大きな影響が懸念されております。特に、現在行われている牧草等の処分すべき量の増加が懸念されますが、その対応についてのお考えをお伺いいたします。

最後に、バグフィルターでのダスト捕捉率は99.99%と伺っておりますが、さらにその下流部に高性能エアフィルター、ヘパフィルターを設置することにより、ほとんど完璧な捕捉が可能となることではあります。ご理解をいただいた施設周辺住民の方々の安全安心のさらなる確立とともに、さらなる信頼関係醸成にとっても有効と考えますが、その設置についてのご見解をお伺いいたします。

施設の追加設置につきましては、トータルでの性能維持向上が確認される必要があります。事実上の確認作業も相当な時間を要するものと思っておりますが、広域かつ大量の放射性物質処理が安全かつ迅速に対応する必要があると考えますので、ぜひとも検討されるべきと考える次第であります。

以上、申し上げます、壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

**議長（岩渕一司君）** 海野正之君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 海野正之議員の質問にお答えいたします。

放射性物質により汚染された牧草等の焼却についてでございますが、まず、一関地区広域行政組合管内におきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、飼料として使用できない汚染牧草が大量に発生している状況にあります。組合では、農家の牧草の保管場所の確保の問題や保管場所の周辺環境への影響も想定されることから、安全焼却ができる機能を持っている大東清掃センターでの焼却を行っているところであります。大東清掃センターでの焼却を行うに当たり、苦渋の決断をしていただいた施設周辺の皆さんに対しましては、諸般の情勢についてご理解をいただいたわけでございますが、管理者として心から感謝を申し上げているところでございます。

次に、東山清掃センターについてであります。東山清掃センターは建設から30年を経過しております。施設の老朽化が見られることから、計画的に更新工事を実施してきております。防護堰堤につきましては、重要構造物でありますことから、精密機能検査の中で耐震診断もあわせて実施するなどして施設の長寿命化を図ってまいります。排水処理施設については、放射性セシウムの対策としてゼオライト槽の新設工事を行っているところでございます。放射性物質への対応は長期間に及ぶことが想定されますことから、今後とも適切な維持管理を行って、周辺住民の方々に不安を抱かせないよう最大限の努力を行ってまいります。

次に、一関清掃センターへのバグフィルターを設置についてでございますが、現在の施設の処理能力は1日当たり150トンとなっておりますが、近年のごみの質の高熱量化により実際の1日当たりの処理量は平均85トン程度にとどまっており、その処理能力に余力がない状況にありますことから、さらなる焼却量の増加は見込めず、さらに建物内に設置スペースがないこと、設置するためには長期の運転停止が必要であることなどから、施設を補強する方法は難しいというふうに考えております。

次に、国の放射性セシウムの飼料の暫定許容値の見直しによりまして、新たに飼料として利用できない牧草が発生することへの対応についてでございますが、放射性物質に汚染された牧草の焼却につきましては、地域の皆さんにお示した焼却計画に基づいて2月6日から焼却を行っているところであります。現時点においては計画どおりに処理を進めてまいり予定ですが、国の規制強化による新たな対応につきましては、今後、国の方針を見極めながら、関係機関と十分協議して対応を検討してまいります。

次に、排ガス高度処理へのヘパフィルターの設置についてでございますが、このフィルターは粒子の捕集率も非常に高く、従来から無菌室など換気設備や家庭用の空気清浄機などに広く用いられているものでございます。フィルターの設置について、焼却炉メーカー数社に確認いたしましたところ、小型焼却炉への設置の例はございますが、焼却プラントでの実績はないとのことでございます。大東清掃センターの焼却炉は、バグフィルターが2段設置されておりますので、周辺環境に影響を及ぼさない安全な焼却ができているものととらえております。

**議長（岩渕一司君）** 9番、海野正之君。

**9番（海野正之君）** ご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

まず、勝部管理者におかれましては、施設周辺住民の方々の苦渋の決断に対しまして感謝の意を述べられた、公式の場で感謝の意を述べられましたことを私ども市民しっかりと受けとめたいというように思います。今後におきましても、周辺住民の方々のその決断に対しまして、そして、信頼関係に対しまして、損ねることないよう職員の皆様方とともにしっかりと施設の焼却管理に努めていただきますようお願いを申し上げる次第であります。

まず、再質問でお聞きをしたい点であります。施策の推進方針でも管理者は述べられておりますが、放射性物質等の牧草の焼却にかかわりまして、放射性セシウム濃度や施設周辺の空間線量等を調査し、それらを焼却状況とともに住民の方々に情報提供を行って、安全、安心な焼却に努められるというふうに述べられております。その情報提供の状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

2点目であります。1,600トンに及ぶ牧草の焼却ということになりますと、東山清掃センターにおける最終処分場の受け入れ可能期間が相当短縮されてしまうのではないかとということが予想されております。国におきましては、このような状況に対応するため、国においてこのような事態にしっかりと対応してまいりたいというように大臣が答弁をされておられるというように伺っております。そのような事態に対処するということが私は必要ではないかというようにも考えますが、これに対する対応の方針がございましたら、あわせてお伺いをいたします。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** まず、一つ目の情報提供の状況についてでありますけれども、牧草の焼却を始めてからは、ごみ焼却量、牧草焼却量、焼却灰埋め立て量及び焼却灰濃度並びに施設周辺の空間線量につきまして、各地区の皆さんにスピード感を持って情報を届けております。

情報提供の方法といたしましては、ファックスを利用して全地区の自治会長さんに毎日のデータを届けております。また、同じデータを各地区の掲示板や自治会館に見やすく拡大して貼り出しております。さらには、地域の住民の皆さんへ情報を提供するため、全戸を対象に月1回、回覧板形式でお知らせしてまいります。

それから、2点目でございます。1,600トンの牧草を焼却した結果、東山処分場の使用期間が短縮されるのではないかとというふうな中でのお話でございます。放射性セシウムに汚染されました焼却灰につきましては、約30センチほどの覆土をしてございます。そういった中では、若干施設の耐用年数といえますか、そういった使用期間が短くなっていくものというふうにはとらえてございます。そういった中で、国からそういうふうな最終処分場についての新設、あるいは延命策、そういったものにつきましては、特段今のところ来ていない状況にありますけれども、そういったものも含めまして情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（岩淵一司君）** 9番、海野正之君。

**9番（海野正之君）** ぜひ、この地域住民の安全安心、そして信頼関係が維持されながら、大変な問題であります放射性物質の処分ということにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

先ほどご答弁をいただきましたが、東山清掃センターによる焼却処分をやって、この一関清掃センターにおきましては、現在の一般ごみの焼却能力でなかなか対応できないというような旨のお話もございました。先ほど壇上でもご紹介を申し上げましたが、私ども先日、亘理郡の瓦れき焼却処分場に視察に行つてまいりましたが、その折に、福島においては、毎時50キログラムとい

う小規模な仮設の焼却プラントを設置、小規模ではありますが、そういう焼却施設を設置をして、バグフィルターとともにヘパという高性能エアフィルターをさらにつけた焼却施設を設置して対応するというような説明をいただいてまいりました。先ほども申し上げましたとおり、やはり当地域における処分対応につきましては、やはりできる限り短期間でそれを完了できるというようなことが、住民に対してもその誠意を示す方法ではなかろうかというように思っておるところでございまして、現在の焼却処分場が活用できないというようなことでありますれば、仮設であってもそのような処分施設を設置をして、処理期間の短縮を図ることも検討されるべきではないかというように考えます。そのようなことが、協力をしていただき、理解をしていただいた方々への誠意ある対応となるのではないかと、そして、今後の信頼関係の維持にもつながるのではないかとこのように思うわけであります。

やはり、このように、降ってわいたような事態ではありますが、今生きる者が、そして今、対応できる我々がこれをきちっと処理を、対処していくということが、今課せられた我々の責務ではないかというように考えるわけであります。そのような思いを広く共有をしていただくためにも、それらの対応はぜひ今後検討されるべきではないかというように思うわけであります。再度この点についてお伺いをいたします。

**議 長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** まず、ヘパフィルターの関係でございませけれども、プラントでは先ほど使った例はないというふうなことでお話を申し上げておりますけれども、フィルターメーカーでは1日4トン程度までの焼却炉につきましましてはつくれるというふうな話ですが、それ以上になりますとちょっとつくれるかどうかわからないというふうな、そういったお話もいただいている状況にあります。

それから、大東周辺の住民の皆様のことを考えて、仮設であっても何とか処理期間の短縮を考えるべきではないかというふうなお話もいただきました。これにつきましては、環境省とその仮設につきましまして若干いろいろお話をしている状況にあります。どういったことが可能なのか、さらに検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**議 長（岩淵一司君）** 海野正之君の質問を終わります。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

8番、菊地善孝君。

**8 番（菊地善孝君）** 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告に従い、発言をいたします。

まず、大東清掃センターにおける放射性物質焼却処理の状況と一関地区可燃ごみ焼却施設改築について、提案を含め発言をいたします。

3.11東日本大震災に伴う3.12東京電力福島第一原発1号炉の水素爆発等、3原子炉が連続して爆発するという人類史上最悪の事態から丸一年が経過をいたしました。改めて、犠牲になられた方々のご冥福と被災された方々にお見舞いを申し上げます。

深刻な放射能汚染により日常生活となりわいを突然奪われ、避難生活を強いられている幾多の方々の無念さは、察してもあまりあるものがあります。当一関・両磐地域もホットスポットとなり、健康不安と農林業を中心とする産業にも深刻な影響が出ています。事態の重大さ、深刻さを

十分に認識しているはずの国、東京電力は、情報の小出し、操作と言われても言い訳できない態度をとり続けています。そのために、避難、除染、補償等全般にわたって後手後手となり、事態をさらに深刻にしています。除染の徹底なくして放射線量の軽減なし、遅ればせながら汚染牧草の焼却処理が大東清掃センターでこの2月からスタートいたしました。同センター建設に、前の施設のダイオキシン問題以降かかわった一人として、その性能を承知していることから、昨年夏のこの議会で焼却処理を提案したところでもあります。

今日まで当局は、真剣な検討、関係住民への説明、合意の取り付け、焼却への着手、対象は一関・両磐地域全域であり、大きな意義のある内容であります。そこで、住民懇談会、公害防止協定委員会での指摘事項を中心に報告を求めたいと思います。

次に、一関地区可燃ごみ焼却施設改築について、瓦れき処理との関係で説明を求めたいと思います。5点あります。

その第1は、今次震災に伴う瓦れき処理が、丸一年経過しても本格的なものになっておりません。今後、この施設中心に処理しなければならない処理量、能力について紹介を求めたいと思います。

その2つ目は、汚染牧草等の処理能力と住民合意取り付け状況についても報告を求めたいと思います。

その3番目は、一関・大東両施設、舞川・川崎の最終処分場に係る公害防止協定、同協定委員会の整備状況の報告を求めたいと思います。

その4番目は、舞川・川崎の最終処分場の今後の可能処理量の報告を求めたいと思います。

その5番目は、一関地区可燃ごみ焼却場の改築に向けた県の広域処理計画との調整はどこまで進んでいるのか。私は国直轄での建設も視野に入れた取り組みを早急にしなければならない、こういうことを別なテーブルで提案しておりますけれども、これについても所見を求めたいと思います。

大きい2つ目、火葬場従事者の待遇改善の実績について質問をいたします。

陸前高田市を中心に沿岸部で亡くなられた方々の茶毘を、域内の方々の茶毘と並行して相当期間受け入れをしてまいりました。担当いただいた方々に心から感謝を申し上げるところであります。千厩、釣山斎苑に何回か足を運んでみましたが、整然と対応いただいている様子を目の当たりにし、安心したところでもあります。

大津波のあった3.11から4日目の3月14日、仮庁舎とした給食センターで戸羽市長に直接会い、見舞いと一関市への要望を聞いたところ、まず、油がなく火葬ができない、棺桶がない、こういう声が最初にありました。その2つ目は、くみ取りができない、水洗が全く使えず避難所は困り切っている。早速市役所に連絡し、バキューム2台を業者の方々の協力を得て一定期間派遣していただきました。何日か経って再び市長と会った際、感謝の言葉をいただいたところでもあります。

さて、相当期間、多くの茶毘に対応いただいた方々への手当てはどのような状況だったのか報告をいただきたい。あわせて、基本となる待遇がこの間、改善されたのか否かの答弁を求めたいと思います。

以上申し上げ、壇上からの発言といたします。お聞き取りありがとうございました。

**議長（岩渕一司君）** 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、組合の焼却施設における放射性物質を含んだ廃棄物の焼却についてであります。放射性物質を含んだ牧草の焼却には約2年を要することから、公害防止協定に基づく各種規制値を常に監視し、安全安心な焼却に努めることが重要でございます。また、焼却施設周辺の住民の皆様には、焼却灰等に含まれる放射性物質の濃度や焼却施設周辺の空間放射線量について、適時適切に情報を提供して、その安全性についての信頼を得ることが重要であると考えております。

次に、新たな焼却施設の建設についてであります。岩手県では平成11年度において、ごみ処理広域化計画を策定し、人口やごみ処理量などを勘案し、日量300トン処理規模を目安として県内を6ブロックに区分し、そのブロック内に焼却施設1カ所を整備する方向を示したところでございます。

このことに対し、一関市、平泉町、奥州市及び金ヶ崎町などで組織する県南地区ごみ処理広域化検討協議会では、岩手県が策定した計画の検証を平成24年11月までに行うこととしているところでございます。このことから、現時点における新たな焼却施設の建設については、同協議会での結論や国、県との調整を経ていく必要があると認識しているところでございます。なお、焼却コストを低減させることは必要であると考えておりますが、国の排出基準や地元との公害防止協定などを含め、今後、その手法の可能性を考えてまいります。

なお、放射性物質に係る詳細につきましては、一関清掃センター所長から答弁させます。

次に、火葬場の従事者の賃金についてでございます。受託先の賃金の額につきましては、受託者が業務の内容により、受託者の就業規則に基づいて決定しているものととらえております。また、組合と受託者との契約の形態は、一定の業務の対価として委託料を支払うという契約でありまして、受託者の雇用関係まで制約するものではございません。

現在の受託者には、平成22年9月1日から業務を委託しておりますが、特にも東日本大震災の発災後におきましては、被災により亡くなられた方々への対応も含めまして、適切に業務が履行されていると評価しているところでございます。なお、平成24年5月には、長期継続契約に係る現委託契約が満了となりますが、火葬業務はその特殊性から専門的な多種の技術、技能が必要となりますことから、適正な契約の履行を図るため、契約方法や業者の選定には慎重に行ってまいりたいと考えております。

火葬場の施設は、地域社会に不可欠な社会基盤施設でございますので、安定的、継続的に住民サービスを提供することが重要でありますことから、指定管理者制度や包括委託の導入など最適な方法を研究してまいりたいと思っております。

**議長（岩淵一司君）** 千田一関清掃センター所長。

**一関清掃センター所長（千田勝君）** それでは、初めに、3最終処分場の埋め立て残量と申しますか、それについてお答えいたします。

埋め立て終了年度は、舞川清掃センターが2021年、それから花泉清掃センターが2021年、同じ年でございます。あと9年という予定になっております。それから、東山清掃センター、13年を予定しております。ただし、先ほど局長のほうから説明がありましたけれども、最近の放射線問題で、特措法で覆土の量が非常に多くなってございます。先ほど30センチメートルということでお答えしておりますけれども、特措法では埋め立て基準では50センチメートルということで、このところを訂正します。

それで、特に一関清掃センターのことを言えば、昨年と比較して14%ぐらい増えている状況でございます。今後、このまま進みますと、あと9年ということでお答えいたしましたけれども、

7、8年かなというところで、ちょっと逼迫した状況になります。新たな埋め立て地を考えていかなければならないというふうに思っております。花泉清掃センターにつきましては、今まで埋め立て量が少なかったものですから、そこら辺は伸びていくのかなと。

今後の課題といたしましては、今、放射性物質の問題がありますけれども、幸いにも一関清掃センターの主灰のほうがある程度低いということで、飛灰に比べますと低いということで、それをほかに委託するという方法、リサイクルをするという方法もないわけでもないのですが、そういったところでは今後の課題とはなりますけれども、3施設の延命化が図られるのかなと、そういったところでも今、検討をしているところでございます。

それから、舞川の住民への説明と申しますか、そのことについてご説明をしておきます。舞川の最終処分場周辺の舞川7区、8区、9区で組織しております一般廃棄物最終処分場の協議会がございまして、この問題が出た当初から役員会等を開きまして、五度ほど説明をしております。今回のモデル事業につきましても、住民説明会を行ったり、それから先日もその周辺の部落に行きまして、モデル事業の説明を行ってきたと。3月18日には、その3地区以外の皆さんに放射能の問題とか、そういった部分で説明をしております。また、独自に一関清掃センターとして、舞川と狐禅寺の生活協議会と一緒に放射能を考えようということで、44名の参加でございましたけれども、2月4日にそういったこともやっております。随時いろいろなことで、今回の放射線につきましては初めてのものですので、住民と一緒に今、対応を行っているという状況でございます。

**議長（岩渕一司君）** 加藤大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

**大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（加藤英行君）** 私のほうからは、災害瓦れきの受け入れについて説明申し上げます。

昨年の震災後、直ちに3月に地元の公害防止対策協議会で協議しまして、災害瓦れきの受け入れを決定、地元の協力をいただいております。うちの能力的には1日10トンという範囲の中であれば可能であるというふうな形で県のほうに報告をしました。その後、昨年の12月9日からがれきを受け入れてございます。平成23年度分としまして240トンという計画で現在、受け入れをしております。平成24年度は1,600トンを予定しております。以上でございます。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** それでは、順々に再質問してまいります。まず最初の問題ですね、大東清掃センター関係なんです。今後、大東清掃センターにおける牧草等汚染物質の関係について、処理量の増加というのが可能なかどうか。私は住民への説明会、5会場ですね、東山清掃センター、川崎にあるあの会場まですべて同席させていただきましたけれども、当局の説明なり、それを受けての懇談の内容からして、今回提示した平成23年度牧草の処理プラスアルファということについては望めないのではないかと。特に、状況等々が変わって、プラスアルファの部分まで引き受けていただくということがあれば幸いなんです。あの雰囲気からして無理ではないかというふうに判断するものですが、当局としてはどういう判断に立っているのか、これについては再答弁を求めたいと思います。

2つ目、一関清掃センターとの絡みで聞いているのは、実は市内の瓦れきというのも相当数あるわけですよ。

**議長（岩渕一司君）** 菊地議員、一問一答方式ですけれども。

**8番（菊地善孝君）** そういう形でやっていきますか。別な一問一答方式もあると思うんですけれ

どもね。何というか、この関係については一通りやって、そして一問一答でやっていく方法もあると思うんですけども、私はどちらでもいいですけども。すぐ出ますか、答えが。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 大東清掃センターで今のところ1,600トン処理するというふうな中で、さらにその焼却量の増加が見込めるのかというふうなお話をいただいたところでございます。いずれ、暫定規制値が100ベクレルに変わるとか、そういった昨今の情勢がでございます。そういった中では、一関市といたしましても100ベクレル以下の牧草について、3月末までにどのぐらいの量があるのかを調査するというふうに聞き及んでございます。そういった数値がどの程度になるかという部分が一番大きい部分だろうというふうに思っております。そういったことを踏まえまして検討していきたいというふうには思っております。いずれ、大東清掃センター周辺の住民の皆様には、1,600トンを超えるような状況であれば、再度説明会を開催させていただくというふうなお話もしてございます。そういった状況を見極めながら、追加が可能なのかも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** この分も別な項目での再質問とも絡むんですけども、さっき前段の海野議員に対する答弁の内容を聞いていて私感じたことは、管理者等々が答弁した内容は的確だと思うんですけども、ただ、私どもが考えなければならないのは、踏まえなければならないのは2つあると思いますね。1つは、発生から丸一年たったわけですね。そして、セシウム137と134、この合わせた2つの物理的半減期というのはそれぞれ違うんだけれども、合わせて考えた場合には、研究者たちの一致しているところは、3年あれば半減すると言われていたわけですよ、3年あれば半減する。なぜか、134と137はほぼ同量だと、放出された量は。しかし、134のほうが放射線をたくさん出すわけですね。その分、早く変わっていくわけですよ。だから半減期がぐっと短いわけですね。それをトータルして計算すると、計算上は3年で半減すると言われていたわけですから、1年前、この地域に飛来した放射性物質が未来永劫変わらないのではないと、日々半減に向けて、半減した後もさらにずっと下がっていくわけですね。そのことを一つ考えなければならないのと。それから、この地域に降ったものというのは、決して牧草地や学校施設に降っただけではないんだと、森林含めて全般に降っているわけですから、この関係だけを処理したとしても、この地域の放射線の低減というのは、やった分だけは減るだろうけれども、圧倒的には手つかずのままにあるんだということも考え合わせなければならない。

さらに言うならば、先ほど来話があるように、市内で相当の家屋が被災をしました。それも、一般廃棄物として今回処理せざるを得ないわけでしょう。それらが一関清掃センターなり大東清掃センターへも入ってくる可能性あるわけですね、これ、事務が遅れているだけであって。それらをトータルしてこの地域の瓦れき処理、そして汚染物質をどう効率的に処理していくかということがポイントなんだろうと思います。そういう意味では、私が問題意識として持っているのは、大東清掃センターの機能というのはバグフィルターを二重にしているだけではなくて、活性炭を相当噴霧しているんですね。だから、金かかるんですよ。だから、あれだけの精度を上げている、バグフィルターを二重にしているだけではないんです。活性炭は、相当高いものですね、活性炭というのは。こういうものを焼却時には常時噴霧しているんですよ。だから、これだけの捕捉率を上げるわけですね。しかし、この施設は限度があります。極めて小さいプラントです。両方動かしても日量60トンですからね。それに365日動かせるわけでもないし、そういう状況の中で

我々が考えなければならないのは、今話したような状況の中で、本当に大東清掃センターで濃度の高い放射性物質を含んだもの、こういうものを今後とも、当初説明した量にプラスして処理いただけるのかしらということは、ある意味ではうんと大切なことだと思うんですね。私が受けた、5会場出席させていただいて受けた感覚というのは、さっき話したことです。難しいのではないかと、大丈夫でしょうか。

**議長（岩淵一司君）** 千田一関清掃センター所長。

**一関清掃センター所長（千田勝君）** 大東の清掃センターの今の運転時間といいますか、余裕度についてちょっとお話をいたします。実は、震災がなければ今年度は省エネという関係で、片炉運転を連続的に行おうということで、私、大東清掃センターにいたものですから計画をしておりました。それで、省エネを図っていこうということで、実は大東清掃センターの時間が約6,500時間運転しているんです。それで、一関はと言いますと、先ほども言ったように目一杯やっています1万2,000時間ということで、それからいきますと45%運転は可能なわけなんです。それで、そういうふうな余裕の中でちょっと計算をしてみますと、大体4,000トンぐらいは年間燃やせるのかなど。ただ、これは住民の皆さんの理解をいただかないとなかなかできるものではないと、そういったところを積極的にやっていかなければならないなと私どもは考えております。向こうの施設、こちらの施設だけではなくて両方の施設を活用しながら、この放射線の対策をしていきたいと。

先ほど、瓦れきの処理ということでお話がありましたけれども、確かに今、一関市から発生します瓦れきの中で豊等を私のほうで焼却する予定になっておりまして、ちょっと待たせているような状況で、それも2週連続の運転か3週連続の運転、それから整備にかかる時間ももう少し短縮しながら焼却量を上げるというようなことで、今検討をしているところでございます。

また、一方、放射線に汚染された枝とか、そういった部分では、確かに7月14日から事業系のを止めております。それで、今回、若干、先ほども言われているように、セシウム134については半減期2年ということでどんどん下がる傾向にあります。しかしながら、公園等でまだ保管されている部分、住民が集まるような部分については、都市計画課と協議しながら、試験焼却と言いながら今、一関ではそれを受け入れているような状況になっております。目一杯頑張ってそれを早めに処理していかなければならないということは、議員さんの思いと、我々も運転管理する立場から一生懸命やっていきたいなと、そのように思っております。以上です。

**議長（岩淵一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** これは一般質問という形ではあるんですけども、この問題はオール一関・両磐で取り組まざるを得ない課題であると別なテーブルでも何回か話したんですが、それで一つは、今後のこの分野の進め方として、地元の方々の理解をいただくという形での組織を整備する必要あるのではないかと考えております。例えば、大東清掃センターについては、ダイオキシン問題であれだけ住民の方々にですね、前の施設であれだけご迷惑をかけました、長期間。とんでもない迷惑をかけてきました。その反省の上に立って、どっちかという採算度外視で今の施設をつくったんです。つくらざるを得なかったんです。ただ、私は、国の基準の100倍厳しく今、公害防止協定の内容してあるんですけども、あそこまでは求めていないんですね、求めなかったんですけども、なんか途中から当時の管理者を中心として、入札その他の関係なんでしょうね、あそこまで一人歩きしてしまったんですね。それにしろ、今回のこの事態については、それが逆に功を奏したというか、処理という意味ではですよ。全然当初予想だにできなかった事態では

あるんですけども、私は、今回のような経過を踏まえて考えたときに、公害防止協定、そして、それに基づく協定委員会、こういうものに、他の地区の、特に可燃ごみ処理が急務、焦眉の急ですから、この部分についてかかわる東山清掃センター、川崎もですね、あの問題、それから一関地区狐禅寺にある、そして舞川にある最終処分場、これらについても随時こういう形に改編をする、改組すると、こういう方向が望ましいのではないかと思うんですよ。そうしないと、たまたまそういう委員に長年ついていただいている方々の関係ではあうんの呼吸ができるかもしれないけれども、新たな施設をつくりたい等々になったときに、全くそういうものに参加していない圧倒的な住民の方々がいらしたときに信頼関係ができるのかしら、話し合いできるのかしらという思いがしてならないんです。時間はかかるでしょうけれども、繰り返します。公害防止協定の仕方、それからそれに基づく委員会、こういう形に改組をしていくと、こういうことについて提案をしますが、いかがでしょうか。努力をいただくということが必要ではないかという提案です。やるとかやらないかというのは相手のある立場、相手のあることです。ここでそこまでは求めません。やはり私は、そういう方向に、少し近代的なものに内容をしていく必要があるのではないかと、いかがでしょうか、こういう問いかけです。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 公害防止協定委員会等の組織のご質問というふうにとらえさせていただきましても、大東清掃センター管内の組織と一関清掃センター管内の組織では、成り立ちといえますか、発足した経緯が全然違ってございます。大東につきましては公害防止協定に基づいて組織をつくってございますし、一関清掃センター管内では、どちらかという、住民が率先して地域の中で組織をつくっているというふうな、そういった経緯がございます。そういったところから、同じような形での組織ができないか、そういったものにつきまして今後検討させていただきたい、いずれ、同じような組織になるべきではないかというふうな思いが非常にございます。そういった中で検討させていただきたいと思えます。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** この関係ではもう1点だけ、実はちょっと前に寺崎地区を除く長者、羽根折沢、町下地区の住民とのこの問題についての懇談の席がありましたね。私、そこに参加して、この問題でずっと中心になって取りまとめをしていただいている方と話をする機会がありました、先週末。その中で言われたことの中の一つに、公害防止協定を結んでいる地域と、それを最後まで結ばなかった地域を同列に扱うということについてクエスチョン、疑問を持つということが一つ発言としてありました。同じではないのではないかと。それからもう一つは、もう少し情報の出し方等々を工夫してもらえれば、どこかで瓦れきでも、それからこの汚染物質ですね、牧草等々、これについても処理しなければならないという住民の思いはあるんだと、どこかで処理しなければならない。その処理できる施設がこの施設しかないということについても認識はあるのだと。しかし、そこを地域の人たちに理解をいただく上でも、もう少し情報の出し方等々、これは今回、こういう努力しているというのは、さっき前の質問に対して発言ありました。そこまでいく間いろいろありましたね。行き違いのときもありましたね。こういうものを少し改善してもらえれば、もっとスムーズに今回の処理もいったのだよという話をなさっていました。大変な問題を抱え込んでいる、何回も言うわけですけども、住民自身も被害者ですけども、行政体としてのこの一部事務組合も被害者です。そういう意味では、我々が原因者ではありません。そういうところも踏まえて、どうやってこの地域に住み続けられる条件をつくっていくのか、営

農を保証していくのか、そういう視点での問いかけなり協力を求めるという努力を重ねて発言をしておきたいと思います。

次の問題に移ります。だいぶ時間が経過していますので、一関の清掃センターの建てかえの問題について次に触れたいと思うんですが、今、日量85トンがマックスだという趣旨の答弁がさっきありました。これに市内の瓦れきが加わっていくわけでしょう。そして、一方では、放射性物質の処理も最大限処理をできないのかしらという、こういう要請もあるわけです。そういうことを考えたときに、この施設をつくって相当の年数が経っています。ただ、ストーカ炉ですから、大東清掃センターのような仕組みと違いますからね、方式が違いますから長持ちしているんですけども、保守点検、管理等々が徹底されてきた経過でもあろうかと思いますが、それにしても、既に耐用年数を大きく越しているわけですね。そういう状況の中で、さっき答弁があったように、300トン規模で集約をしている県南ブロック、一関、両磐、胆江含めたブロックで処理をするという前回のダイオキシンのときの対策として打ち出してから随分経っています。今回は、繰り返しになりますけれども、大震災、そして放射性物質、まさに非常事態ですよ。こういう状況の中にあっても、国の意向を受けた県の姿勢、あるいはその逆なのかもしれませんが、いまだにこの方針を変えないというのは私は理解できない。これを掲げている間にはこっちもさっちもいかなくなってしまいうんですね、現場は。この部分について考え直してくれと、ダイオキシンなんか、こんな300トンのCO<sub>2</sub>をまき散らしながら、1カ所に集中して300トンでなければ基準をクリアできないような段階ではない、技術はどんどん進んでいます。60トンどころか30トン以下、20トンクラスでもダイオキシンはクリアできるように技術は進んでいます。技術革新が成されました。それにもかかわらず、こういう基準を何とかの一つ覚えのようにして振りかざしていると、これは私は責任ある行政の責任ではないと思うんですよ、言葉を極めて言えば。この一関・両磐は非常事態なんです。そこに対してもこんな、ある意味では古くさい時代遅れの基準を持って、これに当てはめてとにかく考えてもらわなければあとは選択肢ないのだという考え方は改めてもらわなければならないですね。そういう意味で、私は県を通じ、あるいは国に直接、独自の焼却場をもって、しかも、それは国直轄で短期間でつくと。そしてこの瓦れき処理なり、沿岸部含めての瓦れき処理なり放射性物質の汚染されたさまざまなものの処理、これに役立てる、こういうふうなことを大いに機会あるごとに意見を出していく必要があるだろうと思いますが、これについての答弁をいただきたいと思います。

**議長（岩渕一司君）** 千田一関清掃センター所長。

**一関清掃センター所長（千田勝君）** 現在、広域化計画ですね、奥州市を初め進めているわけがございますけれども、今回の震災によりまして、いろいろ話し合う機会もできなかったというのは事実でございます、昨年の12月にある程度そこら辺をまとめまして、緊急に建設していかなければならないということで、実は予定といたしましては11月までにそれを急ぐと、策定を急ぐと、基本計画を急ぐということで今作業をしているところでございます。そういった中で、やっぱり他市との協力も必要なので、それを単独でということにはならないのかなと、もう少しその辺を協議してまいりたいと思っております。11月にはお示しできるのかなと考えております。その作業も急ぎたいと思っております。以上です。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** どんな事情があるんでしょうね。一回行政が、国が音頭をとってそういう方向に方針を出し、仕組みをつくったものですから、それを私どもの一関・両磐だけの都合で変え

るということがなかなか難しいというのは、それはそれとしてわかります。ただ、私が少し口を酸っぱく言っているのは、非常事態だということです、事態は平時ではないんだと。非常事態にもかかわらず平時の物差しをいまだに当てているその姿勢を、国であろうが県であろうが改めてもらうしかないのではないかとやっているんです。それについての所見を求めているわけです。いかがでしょうか。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 新たな焼却炉の建設に当たっては、どうしても県が策定したごみの処理広域化計画が頭にドンとございます。そういった中では、今、所長からも話をさせていただきましたけれども、その見直しと申しますか、それについての今、調査をしているというふうな状況の中では、国としてもすぐ新たな焼却炉を建設するとか何とかという話が出てこないような状況にあります。放射能とか非常に喫緊の課題が山積している中では、菊地議員さんがそういった思いの中であろうかというふうには思っておりますけれども、まずごみの処理広域化計画、そういったものの見直しから入らないと今進まないというふうな状況にあることもご理解いただきたいというふうに思っております。

**議長（岩淵一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** 事務方からの答弁はそういうことになるんでしょう。それで、管理者に重ねてお聞きしたいのですが、こういう考え方ありますね、放射性物質を広域で処理するのが果たしているのかと。汚染されたレベルはいろいろあると思うんですよ。今、国がやっているのは、放射能に汚染された物質を引き受けてくれ引き受けてくれと申して、どこでも引き受けてくれるところは持って行って処理してもらおうと、こういう方針ですよね。これに対して、そういう汚染物質を拡散しているのかという考え方もあるんですね。そうしたら、相当の広範囲に、改めて爆発による飛散だけではなくて、汚染されたものをそっちこっちに持って行って処理したら拡散されてしまうのではないかと申す冷めた味方もあるわけです。

私は、特にも瓦れき処理ですね、沿岸部の瓦れき処理について、それを受け入れを表明した首長に対して、それぞれの住民の人たちが健康という意味から心配しているいろいろな声を上げ運動が起きているということについてはわかる、理解できる部分と理解できない分と、私はそっちの二つあるんです、両面あると私はとらえています。少なくとも岩手の沿岸部の瓦れきは、あんなに神経質になるようなレベルではないということを研究者から私どもは独自に聞いています。そんなに神経質になるような内容ではないんだと。そして、先ほど来言っているように、物理的半減期でもう1年経ってしまったんだよという状況等々を総合的に考えると、果たして瓦れきをああいう形で処理するのがいいのかしらと。

それから雇用問題がありますね。やっぱりこれだけ膨大な瓦れきを処理していかなければならぬわけですから、それを雇用の確保という側面でも地元で処理をすると、できるだけ現場に近いところで処理をして雇用にも結びつけていくというふうな探究があっているのではないかと申すことも指摘されてきているわけですね。そういう意味では、私は、もっともっと県には従来にない判断をしてもらうしかないだろうと思うんです。

その点、先ほど私の前に発言された方、互理の関係を紹介なさっていましたがけれども、宮城と岩手県政の違いというのは、宮城の場合は仮設住宅を含めてほとんどの問題を民間の大手ゼネコンとかなんかに丸投げしていますね。その比率がうんと高いんですね。岩手の場合は若干あったけれども、地元の業者さんとか仕事づくりの面からも、そのところはうんと大切にしよう

と、手間暇かかるけれども、発注者側としては。そういう努力をしてくれていますよね、岩手県政は。不十分さありますよ、もちろんいろんな分で。しかし、そういう努力は宮城県に比較したら総体的に相当汗かいていますよ、私はそう思う。そういう意味から言って、この判断を県が一日も早く、やはり繰り返しになります、ダイオキシン時の一昔前につくった物差しにあくまでも拘束されて、非常事態の対応が後手後手になるということを一日も早く改善をしてほしいと、こういうことを地元の自治体として声を上げるべきではないかと、再考を促すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**議長（岩渕一司君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 少し論点を整理しなければだめだと思っていますけれども、まず、引用されました沿岸部のがれきの全国的に処理することが、果たしてどうなんだという拡散の問題ございます。この問題は、国の国会の答弁等も聞いておりますと、宮城県、岩手県の瓦れきは汚染されていないんだとはっきり答えているんです。そういう面から言えば、誤解を解くということがまず一つ必要だろうし、もう一方では、今議員がおっしゃったような地元での雇用対策の問題もあるので、地元で処理すべきものはしたほうがいいのだという、そういう両方の議論がそこに生まれてくると思います。ただ、今、沿岸部の自治体で一番困っているのは、瓦れきの山が現にあるわけなんですけれども、それを自分たちのところで処理すれば一番いいのですが、それをやる余裕がないということなんですね。一日も早くその復興計画を実施に移していかなければならない、そのために、今、山のようになっている瓦れきを、とりあえずどこかで少しでもお手伝いをいただいで処理していただかなければ復興計画が着手できないという状況にあるわけなんです。したがって、放射性物質がどうのこうのという問題ではないと、別な次元の問題になっているというのが一つございます。ですから、今、岩手県内でも宮古等に焼却施設ができておりますけれども、それも稼働させたとしても、全部一気に処理することは物理的に不可能なので、全国の各自治体に協力を要請して、少しでもお手伝いをいただきながらというのが私は今の姿だろうと思っています。そういうことを前提として考えますと、やはり全国の各自治体には正しい情報をしっかりと理解してもらうことが何よりも必要だろうと思います。これは国のほうがやると言っていますので、国のそういう指導力に期待をしたいというところがあります。

それから、今度は県内の広域的な処理計画につきまして、これは先ほど説明したとおりでございますけれども、私は、現在の基準というものがあって、そこに2つの要因が新たに付加されてきたのかなと思っています。1つは、ごみ処理に係る技術革新がございます。ダイオキシンの問題等もそれほど今までのような心配をしなくてもいい状況になってきているということが一つございます。そういう技術革新の問題、それからもう1つは、東日本大震災という予想もしなかったそういう事態が起こってきて、これが一時的な処理に終わらず、ある程度長期間にわたってその処理が必要になってくるという、そういう2つの大きな要因が出てきたわけございまして、当然に私はその基準というものを1回ここで、このような状況の中で岩手県内における基準のあり方というのはどうあったらいいかということをもう一度、これは考え直すべき時期だろうと思っています。したがって、これからも、今までも機会をとらえて私はそのようなことを県のほうには伝えてありますけれども、公式の場ではまだ正式に伝えておりませんが、今後、機会をとらえて、そういう趣旨のことを県のほうに主張していきたいと思っています。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** 期待を申し上げたいと思います。そして、もう一つつけ加えるならばですね、

今回の震災のマグニチュード9の余震は、マグニチュード8クラスのもの間違いなく来るだろうと言われてはいますね、まだ来ていません。きょう来るかもしれないし、3年後かもしれない。そういうふうな強い地震をこの間、経験してきて、果たして300トンが400トンでもいいんですけども、かなり広大な地域に1カ所だけの焼却炉ということが防災上ですね、本当にベストなのかということ、これも既に防災計画をつくる関係で県をはじめ検討しているだろうと思いますけれどもね。私はそういう視点から考えても、決してダイオキシンだけではなくて、防災上の視点から言っても、そこを1カ所痛めつけられたら相当広範囲で手の打ちようがないというようなこの種の選択というのは私は決してよくない、得策だとは考えないというふうに考えるものです。これもあわせて検討いただき、努力をいただきたいというふうに思います。

最後に、火葬場従事者の待遇改善の問題なんですが、先ほど管理者のほうから、委託先の待遇については委託先内部の問題だと、言うならばね、そういう趣旨の答弁がありました、適正に処理されているであろうと。それからもう一つは、今の契約満了をもって契約更新なるわけですが、そのときには、現在のような契約の仕方がいいのか、指定管理や包括委託方式、こういうものを含めて検討してまいりたいと、こういう趣旨の答弁がありました。私もそれには異議ありません。長期にわたって人の嫌がる業務、良質の労働力を確保していくというふうに考えた場合に、私は今の契約の仕方に固執すべきではないと私も考えます。そういう意味では、さまざまな観点から最も良かろうと思う選択を引き続き検討され実行されることを期待したいと思います。以上でございます。

**議長（岩淵一司君）** 菊地善孝君の質問を終わります。午前の会議は以上とします。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

**議長（岩淵一司君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** 日本共産党の岡田もとみです。

東日本大震災と原発事故から1年が経過しましたが、災害に遭われた多くの人々の生活の再生はこれからです。亡くなられた皆様への哀悼の意と、今後、長期的になる被災者支援にも心を寄せ、広域行政組合議会としても対応していきたいと、そう思います。

では、通告のとおり、第5期介護保険事業計画について一般質問を行います。

初めに、介護保険料と利用料の負担増について伺います。

平成12年に介護保険がスタートして12年目になります。これまで負担増やサービスの切り捨てが繰り返されてきました。高すぎる介護保険料、利用料負担が重くのしかかり、必要なサービスを受けることができないような事態があってはなりません。旧一関地方広域連合組合の第1期3年目の保険料基準額は2,817円でしたが、第5期では1.7倍の4,797円、年額5万7,600円にもなります。さらなる基金の繰り入れで保険料の引き下げを求めます。また、保険料の減免制度の大幅拡充と利用料軽減制度の拡充を一般会計の繰り入れで行い、保険料に転嫁せず実行するよう求めます。

次に、特別養護老人ホームの待機者解消について伺います。

組合管内の特養ホーム待機者829人のうち、在宅で入所待ちの方が291人います。施設不足での老老介護など深刻な介護実態はとても不安で、老後も安心できる介護制度と言えるものではありません。新年度早々開設する施設の合計165床分で、早期に入所が必要な153人の方は入所の見込みができ、市民の願いが一定程度実現されました。しかし、多くの待機者が残されており、増設計画の拡充が必要です。また、整備に当たっては、低所得者対策を講じる必要があると思いますのでお伺いします。

次に、介護職員の人材育成と確保について伺います。

第5期計画の骨子案の説明資料では、課題の一つとして介護サービス施設職員の確保策とありましたが、現場からも依然として介護職員の人材不足と処遇改善にはまだまだ問題があると言われていています。今後の人材育成計画はどうなっているのか、また、第4期期間中は介護従事者の人材確保や処遇改善を目的に介護報酬が3%増額され、事業所に支払われていましたが、第5期は保険者として介護職員の人材確保と処遇改善をどう進めていくのかお伺いします。

次に、介護予防事業の充実に向けてお伺いします。

組合管内は人口減少の一方で高齢者の増加が進んでいくという傾向にあり、高齢者が健康な生活を送っていくためには、ますます予防が大切です。介護予防事業の取り組みの現状をお伺いします。

最後に、第5期計画の市民への周知についてお伺いします。

介護保険事業については、複雑で仕組みがよくわからないという声を至るところで耳にします。介護保険サービスを提供する上でも住民の理解と要望をつかむことは大切なことです。そのためにも、中学校区単位の住民説明会を開催するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

**議長（岩渕一司君）** 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、第5期介護保険事業計画、これは計画期間が平成24年度から平成26年度までの計画でございますが、この計画における介護保険料と利用料の負担増の軽減についてでございますが、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中の3年間における介護保険サービスの見込み量により算出したしまして、保険料基準月額を現行の3,909円から5,296円と推計したところがあります。

当組合といたしましては、保険料の上昇緩和の財源として、1つには、介護給付費準備基金のうち第4期計画と同額の4億円の取り崩し、2つ目として、県からの介護保険財政安定化基金の取り崩しによる交付金約2億3,700万円を充当することといたしまして、基準月額を4,797円まで引き下げることとしたところでございます。

平成24年度の介護報酬改定におきましては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえまして、プラス1.2%の介護報酬改定が行われることとなっております。

なお、改定に伴い、サービス利用者の利用料の増加が見込まれますことから、増加分を補てんすることにつきましては、利用者が定められた利用料を負担するという介護保険制度の趣旨に反するものでありますことから、考えていないところでございます。

次に、特別養護老人ホームの待機者の解消についてでございますが、組合管内の平成23年7月

末現在の特別養護老人ホームの入所待機者数は829人となっており、うち在宅での入所待機者数は291人、そのうち早期に入所が必要な方は153人となっております。

このような状況に対応するため、管内の社会福祉法人では、平成23年度に第5期介護保険事業計画の前倒し分として、国の緊急経済対策による補助事業等により、小規模特別養護老人ホーム116床、特別養護老人ホーム49床、合計で165床を整備することとして、それぞれ開設に向けた整備を進めております。

次に、低所得者への対応でございますが、特別養護老人ホームなどの施設に入所されている方のうち、所得が低い方に対しては、それぞれの所得に応じて居住費と食費の自己負担の限度額が設けられており、この限度額を超えた利用者負担分を介護保険から給付する低所得者対策を行っております。

また、構成市町では、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、軽減した利用者負担の一部を法人に補助しているところでございます。

次に、介護職員の人材育成についてでございますが、国においては、介護職員の処遇改善のため、平成21年度に介護報酬を3%引き上げており、また、事業者において、介護職員等の賃金を改善した場合、その改善分に充当する介護職員処遇改善交付金が事業者に交付されております。この交付金は、平成23年度までのものであり、第5期計画期間中においては、その交付金相当分が介護報酬改定に組み込まれることとなっております。

介護職員の人材育成につきましては、介護保険サービス事業者全体の質の向上のために各種会議や研修会等を開催するとともに、介護職員同士の情報共有や知識・技能の向上を図る場としたいと考えております。

次に、介護予防事業についてでございますが、第5期の計画では、施設整備や要介護認定者の増加などによって給付費の増加を見込んでおりますが、高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること、さらには軽減を目指すためにも介護予防が重要であり、そのことが自立した生活と給付費の抑制につながるものと考えているところでございます。

当組合では、介護予防事業を構成市町に委託して実施しているところでございますが、その内容は、健康な高齢者を対象とした生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う一次予防事業、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象とした生活機能低下の早期発見・早期対応を行う二次予防事業となっております。

一次予防事業では介護予防教室や生活管理指導員の派遣事業が、二次予防事業では転倒予防の運動機能向上事業、栄養改善、口腔機能の向上事業などを実施しているところでございます。

また、任意の事業として、介護手当支給事業や家族介護用品支給事業、あるいは訪問給食サービス事業などを構成市町への委託事業として行っているところでございます。

次に、第5期計画や介護保険制度の市民への周知についてでございますが、第5期計画につきましては、組合広報4月1日号で周知するほか、リーフレット等を作成して周知をする予定でございます。また、住民の皆さんから要望を受けまして、説明会を開催するなどして計画の周知や介護保険制度の周知、普及に努めてまいります予定でございます。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 初めに、介護保険料と利用料の負担増について再質問を行います。

今のご答弁にあったように、一関地区広域行政組合では、給付費の準備基金繰り入れと県から

の財政安定化基金の取り崩し、6億7,000万円ほど繰り入れまして、介護保険料の大幅な引き上げにならないようご努力をしたというお話でありました。ですが、その後、説明のあった後に県内の状況を確認したところ、第4期では一関地区広域行政組合は県の平均の保険料を下回っていました。それが、5期になると県の平均の保険料と同じ金額になっています。そのことによって、増額の幅が県の平均以上上回るという状況になっていました。奥州市の状況を見てみましたら、5期の保険料は4,333円なんですね。4期でもかなりの努力をして3,500円に抑えていました。詳しい状況を聞いてみましたら、奥州市では5期計画の3年間で最終的に基金の取り崩しの残額は3,800万円になるという話でしたが、一関の基金の残額はいくらですか。

**議長（岩淵一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** 当広域行政組合の平成23年度末の基金の残高見込みが5億8,000万円でありまして、そのうち、今回4億円を繰り入れますと、残高は1億8,000万円ほどとなる見込みであります。

**議長（岩淵一司君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** 県の平均の増額率というのは120%だということです。5期計画の中で一関は122%まで上がっているというような状況になっておりますので、まだまだ近隣の組合、自治体の状況を見ると、そうした基金の取り崩しによって市民への保険料の引き上げを抑えているという努力を見てみますと、一関でも1億8,000万円の残があるということで、もう少し努力をしていただいて、やはり管内には、午前中の質問の中にもあったように、地震や原発事故での被災者などが多くいます。そういった方々もこうした保険料を支払うというような状況を見れば、保険料引き下げの努力をもう少しできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 今般は、第5期では第4期と同じように4億円を取り崩して保険料の軽減に充てるというふうなことでございますけれども、第4期のときは4億円を取り崩して、4億円ほど残る見込みの中で繰り入れてございます。今回の第5期につきましては、4億円を繰り入れて約1億8,000万円ほどの残というふうなことでございます。そういった中で、次の第6期も若干、当然考慮に入れていかなければならないというふうな状況の中で、今般、全額を取り崩して保険料に充当いたしますと、次のときに値上げがまたきつくなるというふうな、そういった状況にもあります。そういった中で判断をさせていただいたというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

**議長（岩淵一司君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** 例えば、保険料の減免制度の大幅拡充ということをご提案したいのですが、こういった保険料の減免制度、利用料の軽減制度、そうした対象者の中に、第5期では、先ほどもお話ししましたように、例えば全壊や半壊になった世帯の状況、そして農業経営で困っている酪農家や肥育農家、水稻やシイタケ農家、そういった方々の対象の状況はどうなっているのかお伺いします。

**議長（岩淵一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** 今般の東日本大震災に係ります減免者の状況でございますけれども、当組合管内に住所を有する方、110名の方に減免の措置をしております。さらに、津波等被災地からの転入者は26名となっております。この方たち全員に減免の措置を講じております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今言った110名という方が、先ほど私が話した方々の対象になっているということでしょうか。

それでは、税の考え方についてお伺いしたいと思いますが、受ける側の利益に合うものに対しての、受けるサービスにふさわしい負担を、ということを管理者がお話したように思うんですけども、そういったことによって保険料が、利用料を受けた人が保険料を払うという趣旨でよろしかったでしょうか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 介護保険の利用料につきましては、介護保険制度が、いわゆる1号被保険者、2号被保険者、40歳以上の方の保険料が半分50%、残り50%は税金からなっております。したがって、介護保険料の利用料につきましては、その介護保険制度の趣旨に沿った利用負担というふうになりますので、さらにそこに税金等の公費を加えるということは制度上できないというふうになってございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） この点については、また後でご質問したいと思います。

次に、特別養護老人ホームの待機者解消についてお伺いします。

特別養護老人ホームの待機者の5期計画の整備目標なんですけれども、平成25年度に2カ所47床、そして平成26年度に2カ所47床ということで、合計94床は5期計画の中でさらなる整備計画がされるということではありますが、まだまだ、先ほどお話ししたように126人の入所待ちの方がいますが、こうした整備計画でいいのかどうかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） ただいま、5期計画の整備予定について数字的にお話ございましたが、認知症対応のグループホーム、これは36床、それから小規模特別養護老人ホームは58床となっております。それで、待機者も昨年の8月末現在で早期に入所が必要と判断されている方が153人ございますが、その方々については、先ほど管理者から答弁ありましたとおり、5期の前倒しで整備する部分で相当程度対応できるのかなというふうに予定しております。さらに、今後につきましても、施設整備につきましては、いろいろな情報等を勘案いたしまして検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今、ご答弁いただきましたが、年度ごとに私はお話ししたので、その36床と小規模特別養護老人ホーム58床合わせると94床で同じ数なんです。先ほどから話していますが、291人の待機者の中で165床、5期前倒しで入所できるということで、126人の方が現時点でまだ在宅で家族介護の中で5期3年間暮らすという状況とあわせて、介護事業計画の中でもありましたが、そういった人がどんどん増加する見込みだという中で、こういった特別養護老人ホーム58床とグループホーム36床でいいのかどうかという質問なんです。いかがですか。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） なかなか特養の待機者につきましては難しい問題でございますが、需要と供給、もしくは給付と負担の関係等のバランスもございまして、施設整備につきましても、いわゆる介護サービスを利用する場が増えるということになれば給付費にも跳ね返ってくると、ひいては保険料にも跳ね返るという大変難しい問題がございまして、今回、4期計画

では特養等の施設整備がなかったということでありましたが、5期では多少保険料にも跳ね返りますが、政策的に誘導すべき措置として小規模特養を設置するというふうな計画にした経緯がございます。

**議長（岩渕一司君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** 引き続き待機者解消に努めていただければと思います。

次に、介護職員の人材育成と確保についてなんですけれども、第4期では1人当たりの介護報酬による3%増ということで、支給交付金が月額1万3,000円になっているということがこれまでの組合議会の中で明らかにされていますが、先ほど介護報酬にその分を組み込めるシステムに改定されたということですが、この月額1万3,000円という状況、これ以上の賃金改善になるのかどうか、前年比でお伺いします。

**議長（岩渕一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** 初めに、介護職員の賃金につきまして、前回4期計画の際に全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあったと、さらに勤続年数も平均すると半分弱の短さとなっているという状況の中で、平成20年5月に介護従事者等人材確保のための介護従事者等処遇改善に関する法律というのが公布されまして、介護報酬に3%上乘せしたということでありまして。これとはまた別に、平成21年度の補正予算で介護職員の処遇に取り組む事業者介護処遇改善交付金ということで、事業者が県に申請することによって措置された2つの制度がございます。これらの制度が今回の平成23年度末で終わるということで、平成24年4月からの介護報酬改定で今ご指摘ございましたとおり、介護職員処遇改善加算ということで新しく創設なったところでございます。

加算につきましては、なかなか数字的には見えないところでありますけれども、具体的な加算要件としては、介護職員改善計画書を作成して都道府県知事に提出して、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること等を報告する要件とされております。それで、具体的な金額があったかどうかにつきましては、先の議会でもご答弁させていただいたと思いますが、介護職員等についてはおよそ1万3,000円から5,000円、その他の職員にも同じ程度の引き上げがあったという調査がございましたのでご報告いたします。

**議長（岩渕一司君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** こうした改定について現場の声を聞いてみると、まやかしではないかというような話にもなっているんですね。実際、実態のそういった介護計画を進める上で、そういった現場の人たちの待遇改善というのは第一義的な問題です。その事業を支える職員の方々が離職せずに長く勤めるためにも、この改善というのは大変大事な点だと思っております。

民主党は野党時代に、共産党と一緒に当時の4野党で介護労働者賃金引き上げ法案を提出しています。介護保険料や利用料が上がらないよう、国費で介護報酬を7%上乘せ、賃金でいうと月額4万円です。こうした賃金の引き上げになるようにということを民主党はマニフェストにも明記していました。そういう観点から言えば、政権交代を果たしたからには国費を拡充してさらなる賃上げを図るのは当然のことだと思いますので、ぜひ広域行政組合としても国に対しても意見を上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（岩渕一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** 当組合が加入しております全国介護保険広域化推進会議では、毎年10月と3月に厚生労働省から職員を派遣していただきまして、勉強会、講演会等を行

っております。その場では会議の要望という形で、厚生労働省に直接お願いする場もございますので、今後はそういった場を利用して厚生労働省に要望したいというふうに思います。

**議長（岩渕一司君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** こうした介護事業は、国費の上乗せがなければどうしてもやっていけない事業なので、ぜひ強く要望していただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、介護予防事業の充実に向けて質問していきます。

構成市町と支所に委託している介護予防事業ですね、これは、各地域の高齢者の状況に合わせた取り組みを行っているということでお話をいただきましたが、第5期計画の具体策の中で見てみますと、介護予防の事業は、ご答弁にもあったように3つに分かれていました。その中で、介護予防事業というのは、4期では大体1億9,000万円の事業費です。もう1つは包括的支援事業費、これが4億円に上っているのですね。それと住宅改修や用具の購入による任意事業費は8,200万円。これを見ますと、介護予防事業の中で平成21年から平成23年を見ると、包括的支援事業費の介護予防が毎年上回ってきているということで、全体で4億円になっています。こうした状況を見ても、介護予防の地域包括支援センターの設置ということと充実についてというのが大事になるかと思うんですが、この中で大東地域と東山地域、4期までは1カ所で5人の職員の方が働いているような状況になっていますが、5期計画でこの担当地域を、住民の利便性を高めるという観点で分割するというような状況の計画になっていますが、これは本当にこれで大丈夫でしょうか。

**議長（岩渕一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** ご指摘のとおり、予防事業は大変重要なものということで、平成18年4月からの介護保険制度で特に重点を入れることとしております。参考までに、地域支援事業というものは、介護予防事業、それから包括的支援事業、任意事業の3つで構成されております。これらにつきましては、介護保険法によりまして、介護予防事業で介護給付費の2%以内、包括的支援事業と任意事業合わせまして2%以内、全体で介護給付費の3%以内というふうな要件がございまして、その予算の範囲内で行わなければならないということになってございます。そのうち、包括的支援事業につきましては、5期計画でも重要な位置づけでございまして地域包括支援事業を担う場ということで、地域包括支援センターを充実してまいりたいと予定でございまして。そのうち、大東地域の包括支援センターにつきましては、東山と大東に今回分ける計画については、基本的には旧町村単位というくくりを一つの目安にしてみたいということから、今回、大東地域、東山地域を分割するという計画で臨んだものでございます。

**議長（岩渕一司君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** ありがとうございます。包括支援センターを生活圏域にきちんと確立していくというのは、とても大事な点なんですね。ただ、この表を見てもみますと、大東、東山、今まで5人いましたが、今度分割するというので、その5人の職員を大東に3人、東山に2人と分ける形になりますよね。充実しているわけではなくて、ただ分けているので、問題なのは東山のほかに花泉、平泉町、そして藤沢、ここの職員数が2人というままなんですよ。地域包括ケアシステムは3職種がいて成り立つものですよ。これを5期計画の中で改善していかなければ、分けただけでは本当にこの仕事が立ち行かなくなるという状況だと思うんですが、いかがですか。

**議長（岩渕一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** 地域包括支援センターの職員の配置につきましては、ご

指摘のとおり3職種1名ずつというところがございます。ただ、先ほど、給付費の割合で2%以内ということを申し上げたわけですが、予算の上限が決まっているという中での今回、5期計画の職員数の配置になったところでもあります。委託が進むというところ、それから直営が残るという微妙な5期の時期でありますけれども、6期に向かいます、できる限り3職種がそろような将来体制に持っていければというふうに考えてございます。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、その視点を先に充実させて、地域の生活圏域での施設、センターということを考えていただければと思います。大東地域は広いので3人でもやっていけるかどうか不安だという声も多く寄せられていました。そういう点では、先に分けるのではなくて、今の現状をきちんと、そういった配置については現場の職員等と検討を深めて、分けるのはいつでもできると思うので、そこら辺を具体的に進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、5期計画の市民周知についてですが、住民説明会の開催についてももう一度ご答弁いただければと思います。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 周知方法につきましては、組合広報のほかリーフレット、それから5期のダイジェスト版を作成して周知したいなというふうに考えてございます。それで、説明会につきましては基本的には支所ごとに、それから平泉町と支所ごとに行いたいというふうに考えてございますが、今現在、具体的な予定は入っておりませんが、民生委員さんの会議、あるいは高齢者、老人クラブ等の会議があれば、出向いて説明するように努めたいと思います。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、要望があるところには足を向けて説明をしていって、こういった介護事業ですね、理解を深めていただければと思います。ぜひ、そういった説明会が多くされることによって、住民の理解、そしていろんな予防事業の参加も高まると思いますので、こういったことを6期の計画につながるように実現していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

議長（岩淵一司君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の質問は、一問一答方式です。

6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） 質問順番、4番、議長のお許しをいただきましたので一般質問いたします沼倉憲二です。

東日本大震災から1年が経ちまして、きょうの天気はまさに1年前の震災と同じように、大変寒い一日でございます。震災の規模といい、それからその深刻さといい、大変被災地は状況が厳しい状況であると。したがって、あらゆる面で支援を続けると、今後とも必要な対応ではないかと思っております。

私は、今次第18回のこの組合議会定例会は、これから3カ年間の介護保険事業計画に基づく介護事業を決める重要な議会であると考え、一般質問を行います。前者の岡田議員も一般質問されておりますけれども、同じような趣旨、あるいは若干の違った趣旨からの質問でございます。よ

ろしくご答弁をお願いしたいと思います。

介護保険がスタートした平成12年からこの4月で13年目を迎えます。介護を社会全体で支えるという相互扶助、共助を理念としたこの制度は、高齢化の進行が進む我が国の老後の安心のセーフティネットであり、今後ますます重要となり、制度を持続していかなければならないと考えるものです。しかし、現実には、国全体の介護保険の総費用が発足当時の3.6兆円から平成23年度当初においては8.3兆円と、この12年間で2.3倍に増加しており、膨張する介護費の財源負担は、国政レベルの大きな政治課題となっております。

市内の現実を見ますと、高齢化が平成12年の24.9%が、昨年末で29.9%と5ポイント増加し、今後の人口減の中でこの高齢化だけはますます進行することは必至であり、このことは介護保険のニーズも増加することを意味しております。増大する介護ニーズと、それを支える介護保険の負担問題の両にらみの難しい対応が求められる事業運営ではありますが、この対応について管理者の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

次に、具体的な質問をいたします。

第一にお伺いしたいのは、当面の要介護認定者の増加や入所待機者の解消のため、第5期計画による介護サービスの整備はどのように計画しているかについてであります。

第2点目は、平成24年度からの介護保険料の引き上げについてであります。当組合の介護保険料は3年ごとに見直しされ、現在、年額4万6,900円、月額3,909円と、この10年で約2.8倍となっておりますが、この4月からの第5期の介護保険料はどのような対応をして、いくらになるのかお伺いいたします。また、今後の5期以降の介護保険料の見直し等の対応についてもお伺いいたします。

第3点目は、改正介護保険法の4月施行を受けての具体的なサービスの変更についてであります。新たな制度では、従来のデイサービスや訪問介護の報酬が大幅に引き下げとなり、その一方で、高齢者が24時間いつでも自宅に看護師やヘルパーを呼べるサービスなどの、在宅の定期巡回・随時対応サービスが充実されるとのことでありますが、当組合の具体的なサービス変更内容についてお伺いいたします。

第4点目は、中長期の介護保険の見通しであります。特に団塊の世代のすべてが後期高齢者となる今後10年から20年後を想定した介護保険事業の将来計画を策定する必要があると思っておりますが、どのようにお考えになっているかお伺いいたします。

以上、4点につきまして壇上からの質問といたします。

**議長（岩淵一司君）** 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

まず、第5期介護保険事業計画、平成24年度から平成26年度までの計画でございますが、この計画における施設の整備計画についてでございますが、第5期計画期間中では、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームを58床、それから認知症高齢者グループホームを36床、この増床を計画しているところでございます。

当組合管内の平成23年7月末現在の特別養護老人ホームの入所待機者数は829人となってございまして、うち在宅での入所待機者数は291人、そのうち早期に入所が必要な方は153人となっております。

このような状況に対応するため、管内の社会福祉法人では、平成23年度に第5期介護保険事業

計画の前倒し分として国の緊急経済対策による補助事業等により、小規模特別養護老人ホーム116床、特別養護老人ホーム49床、合計165床、また、認知症高齢者グループホームは27床を整備することとして、それぞれ開設に向けた整備を進めているところでございます。

これらの整備とあわせまして第5期計画では、計画した整備を進めることにより、管内の特別養護老人ホーム入所待機者の解消が進むものと考えているところでございます。

次に、第5期介護保険事業計画期間の介護保険料についてでございますが、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、給付総額の見込みにより決定することとなりますが、第5期計画期間では、施設整備や要介護認定者数の増加などにより、給付費の増額が見込まれております。このことから、保険料基準月額が5,296円と推計したところでございます。

当組合では、保険料に充てる財源として、介護給付費準備基金のうち、第4期計画と同額の4億円の取り崩し、それから県からの介護保険財政安定化基金の県内各市町村の拠出金に応じた取り崩しによる交付金約2億3,700万円について、介護保険料の上昇分の抑制に充当することとして、基準月額を4,797円まで引き下げることにしたところでございます。

なお、第4期の保険料基準月額が3,909円ございましたので、888円、率にして22.7%の増加となっております。

介護給付費準備基金の年度末現在高は約5億8,000万円でありましたが、今回、第5期計画での取り崩しが4億円でございますので、残額は約1億8,000万円と見込んでおります。

第6期計画への対応につきましては、国の税と社会保障の一体改革の動向を注視するとともに、当組合介護給付費の適正な執行に努めてまいります。

なお、例年、給付費の計画に対する執行率は99%台でございますので、今後も同程度で推移した場合、約1億円の繰越額が生じると見込まれることから、これについても次期計画の財源として基金に積み立ててまいります。

次に、定期巡回・随時対応型サービスについてであります。平成24年度から新たな地域密着型サービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設されますが、このサービスは重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応をするサービスでございます。

事業者につきましては、第5期計画期間中に2つの事業所の新規導入を計画しておりますし、また、平成23年9月に行った介護サービス事業所整備希望調査においては、3つの法人から実施の希望が出されているところでございまして、在宅での24時間介護看護サービスは実施できるとらえております。

また、安全対策につきましては、事業所が個別に責任を持って対応することとなりますが、保険者としても、事故防止のために安全管理に十分配慮するよう指導してまいりたいと考えております。

医療との関係や要介護者へのフォローにつきましては、訪問看護のサービスが主治医の指示書によりサービス提供が行われることから、適切に対応できるものと考えております。

また、事業者は、介護・医療連携推進会議を設置することとされておりますが、この会議は、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センター職員、有識者で構成いたしまして、事業者はサービス提供状況等を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされておりますことから、医療や地域との連携も図られるものと考えております。

長期的な計画についてでございますが、今後は在宅で介護をする家族の方が少なくなり、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加するものと予測しているところでございます。高齢になり介護が必要になったときも、安心して住み慣れた自宅で生活が続けられるよう、さらに在宅サービスの充実を図る必要があるととらえております。

また、施設介護につきましては、入所待機者がいる現状がありますが、施設介護のサービス利用者の増加、これは介護保険料の額にも大きく影響いたしますので、計画的な施設整備が何よりも必要であると考えております。

介護保険事業計画は3年を1期として策定することが介護保険法により定められております。10年後、20年後を見据えた計画につきましては、特に策定が義務づけられてはいないところでございますが、組合管内では今後においても高齢化率の上昇が見込まれますことから、長期的視点に立った計画づくりも必要であるという認識でございます。

議員がおっしゃいました基本的な考え方につきましても、まさにここの部分が重要でございます。何よりも高齢化社会、あるいは介護が必要になる方々が増加する傾向の中で、安心して住み慣れた自宅で生活が続けられるように、サービスの充実を図っていくことが何よりも大事だという認識でございます。今後にもありまして、元気で在宅生活が続けられるように、介護予防を重視した事業を実施してまいりたいと考えております。

**議長（岩淵一司君）** 6番、沼倉憲二君。

**6番（沼倉憲二君）** ご質問いたしました4つの項目につきまして再質問いたします。

第1点目ですが、第5期計画では、第4期の平成23年度に、第5期の前倒しによって、この3年間で施設居住系の定員が478名増加となり、入所待機者の解消が進むとの予想であります。しかし、平成23年8月末では、早期に入所が必要な方は、介護老人福祉施設、小規模老人ホームで153名、認知症対応型共同生活介護事業所、認知症グループホームでは140名の計約300名おりますが、一方、今後の3カ年の整備計画では小規模老人ホームで2施設58人、グループホームで2施設36人の合計94名の増となっているだけであります。要介護2から5の認定者のおおむね半分が施設等を利用するという見通しの中での整備計画で対応しきれるのか、そして、施設の建設から実際、入所するまでの期間、かなりの期間を要することもあり、利用者の増という動向を見通して先を読んだ施設整備をする必要があるのではないか、あるいは介護保険料を払ってもなかなか入所できないケースが増えてくるということも考えられます。このような状況を踏まえて、具体的な施設整備の内容につきまして現計画を見直す、そういう予定はあるかどうかお伺いします。

**議長（岩淵一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** 昨年8月に調査しました特別養護老人ホームの待機者につきましては、ご指摘のとおり153名でございます。さらに、グループホームの待機者につきまして補足で説明させていただきますが、140名ということでございますが、このうち特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等

に入っている方を除いた自宅にいられる方は82名でございます。さらに、82名のうち13名が軽費老人ホーム、あるいは、具体的に申し上げますと南光病院等に入られているということで、実際の自宅の待機者は69名というふうになってございます。それで、グループホームの待機者につきましては、特養と同じく優先順位を設けまして、それぞれ施設ごとに検討いたしまして、グループホームの場合、重度の方は早めに施設に入所できているという状況でございます。さらに申し上げますと、この調査時点で空いている施設が3事業所7名分ございましたし、待機者がいないという事

業所も2つの事業所がございましたので、グループホームについては先ほど申しましたとおり、重度の方については、できるだけ事業所の配慮により早めに入所できているというふうにとらえてございますので、補足させていただきます。それで、待機者のことにつきましては、需要と供給、給付と負担の関係ということで、長期的な視点に立って、やはり考えていかなければならないものと認識してございます。

**議長（岩淵一司君）** 6番、沼倉憲二君。

**6番（沼倉憲二君）** 介護ニーズに対応するためには、一方の負担も考えなければならないということでございます。

そういう点で、次の2点目の介護保険料についてお伺いいたします。

この第5期の介護保険が4月からスタートすることから、県内のほとんどの市町村でこの保険料の引き上げが予定されております。一関市では、先ほど説明がありましたように、基準月額が3,909円から4,797円と22.7%、888円増となる計画ですが、2つの基金から6億3,600万円繰り入れ472円軽減した内容となっておりますが、次の第6期に対応する基金の残高が不足し、大幅な負担増にならないか、今次の介護保険料の設定に当たっての考え方を伺いいたします。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 今後の介護保険料の大幅増につながらないかというふうなお話でございますが、先ほどの岡田議員のご質問にもお答えしたところでございますけれども、第4期のときは、基金残高見込みが8億円のとときに4億円を取り崩して保険料の軽減に充てたと。今般につきましましては同じく4億円ですが、基金残高の見込みは1億8,000万円、そういった中で、今般の第5期ではさらに基金残高が減少するという、そういった状況でございます。6期の給付費の動向にもよりますけれども、一定程度残しておかないと6期では大幅な増加が避けられないというふうな状況かと思えます。そういった中で第5期につきましては、施設の前倒しが非常に大きい部分としてございました。そういったことから、第5期につきましては888円の大幅増となったところでございます。第6期につきましては、基金が2億円弱の残高見込みの中で介護保険料がどうなるかというふうな部分でございますけれども、第5期は大幅な施設整備があったという中では、第6期についてはそう大きな伸びにはならないのではなかろうかと、先ほどお話ししたとおり、あくまで給付費がどうなるかというのが大前提でございますけれども、そういった見通しをとらえてございます。

**議長（岩淵一司君）** 6番、沼倉憲二君。

**6番（沼倉憲二君）** ご質問いたします。

先ほど冒頭にお話ししましたように、この制度の持続性、こういうものがこの介護保険にも当てはまると考えるものです。したがって、現在、5期に備えた介護保険の基金の残高が、今回の4億円の半分以下という内容でございますので、これは逆に言いますと、非常に6期以降の介護保険料が大きく上がるという可能性もあるかと思えます。したがって、今後の給付費の見通しもさることながら、そういうものに備えておかないと、結果として介護保険料が大幅に上がるということも想定されると思えます。県内の動向を見ますと、先ほどの岡田議員とは別な視点でございますけれども、かなり5,000円の半ばという市町村もあるという話も聞いております。一方では施設整備も必要であると、一方では介護保険料をなるべく安くしたいと、非常に難しい運営だと思いますけれども、この両にらみの関係につきまして、管理者である市長から基本的な考え方を伺いしたいと思えます。

**議長（岩渕一司君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** ただいま議員がおっしゃいましたとおり、非常に難しい判断を迫られる問題でございます。この問題については、何よりもまず一番大事なことは、介護保険制度の原則というものを前提にして考えた場合には、その枠の中でやっていかなければならないという、そういうことが基本としてあるわけでございます。したがって、今の現状の制度の中でやっていくとすれば、おのずとさまざまな制約があって、保険料の増加というものも当然想定しておかなければならないということが言えます。ただ、一方で、これから高齢化社会を迎える中で、この介護サービスというものも非常に重要な役割を占めていることは、まさに地域づくりの柱になるような大きな部分を占めることになるということも考えなければなりません。したがって、そういうものを考えたときに、介護保険制度のあり方そのものも根本から議論をしていく必要もあるのではないかとこのように考えてございまして、今後、さまざまな場面でそういう議論をしていく必要があろうと思っております。例えば、それが県の枠組みの中でどういうふうにしていく、あるいは国の枠組みの中でどういうふうにしていくかと、そういうところも視野に置いて議論をしていく必要があろうと思っております。

**議長（岩渕一司君）** 6番、沼倉憲二君。

**6番（沼倉憲二君）** ご答弁にありましたように、大変難しい今後の介護保険事業の運営ではないかと思っております。さまざまな地域包括ケアを含めながら、介護給付費の抑制等も含めながら、今後非常に、一方では施設ニーズもありますし、その辺の難しい運営につきましては多方面からのアンテナを高くしながらの対応をお願いしたいと思っております。

次に、第3点目ですが、今回の介護保険の改正は、施設から在宅へという流れが明確になっています。それを受けて5次の計画では、整備するサービスの種類の中で、施設整備のほかに日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護の連携による短時間の定期巡回型訪問、あるいは随時対応、そういうものを行うことになっております。24時間いつでも10分から15分の訪問時間で何回でも利用してもらえということのようでありまして。また、医療と介護の連携の推進がうたわれておりますが、当地方のように特に山間地域での夜間に急変することが多く、医療ニーズの高い在宅の要介護者への医療面でのバックアップ体制が十分なのかどうか、そして看護師や介護員の夜間や冬期間の安全対策など、実際のサービス供給について問題がないのかどうか具体的な対応についてお伺いいたします。

**議長（岩渕一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** 議員ご指摘のとおり、4月からの介護保険法の改正によりまして新しいサービスが創設されました。具体的に申し上げますと、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護につきましては、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うということでございます。具体的には、地域密着型サービスということで、当組合が保険者としてそういうサービス提供者を指定、登録という形になりますので、当組合が指導、あるいは監査等の権限を有してございます。そういった中で、ご指摘の夜間の訪問等で危険性が伴うということも想定されるところでございますので、そういったことについては、保険者として事業所が個別に責任を担うところではございますけれども、事故防止のために安全管理等に十分配慮するよう指導してまいりたいというふうに計画してございます。

それで、医療との連携等につきましては、先ほど管理者からございましたとおり、主治医の指

示書等によりサービスの提供が行われるということと、それから事業所は介護医療連携推進会議を設置して医療機関、関係機関と協議して適切なサービスを提供するように義務づけられておりますので、これについて医療、地域との連携も図られるものと考えてございます。

議長（岩淵一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） ただいまのご答弁につきまして再度質問いたしますけれども、いずれ実際やるのは事業者であると思っておりますけれども、やはりその保険者としてのある程度の責任、実際に問題が生じないような、そういう対応もしておかないと、結果として最終的には保険者のほうの責任、あるいは、ひいてはその利用者にとっての不便というマイナスが生じるということは明らかであります。今答弁ありましたように、いろいろ事業者のほうに指導する等のお話をもう少し具体的に、例えば危険を回避するためにはどういう対応を考えていると、そのような視点で説明をいただかないと非常に想定される危険性がかなりありますので、その辺、現在で考えている、その事業者に対する具体的な指導内容につきましてお伺いしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 現在でも訪問介護、それから訪問看護のサービスがございしますが、現在の指定につきましては県のほうで指定しておりますので、さらに指導、監査につきましても県でやっているという中で、今度のサービスは地域密着型ということで、初めて市町村に下りてきたというところでございますので、今、具体のそういう危険予防についての計画は、計画と申しますか、内容について持ち合わせていないところでありますが、現にやられている事業者、それから県、あるいは全国の訪問看護の協会がございします。そちらでも具体の安全対策について持ち合わせているという情報は得ておりますので、実際にこのサービスを取り入れる時期、平成25年と平成26年にそれぞれ予定しておりますので、それまでにはきちんと当組合でどういふふうな事故防止策を講じたらいいか勉強してまいりたいと思います。

議長（岩淵一司君） 6番、沼倉憲二君。

6番（沼倉憲二君） 制度が在宅重視になっておりますので、そういう視点から具体的な在宅のサービスの供給のあり方、あるいは在宅でサービスを受ける、そういう視点での内容の詰めをお願いしたいと思います。

次に、第4点目であります。当組合管内の年齢層別の人口によりますと、昨年度末で60歳から64歳までの団塊の世代が1万2,000人弱と他の年代と比べて最も多く、これに55歳から59歳が1万1,000人弱と、この両年代が断トツになっております。これは全国的な傾向であり、2025年に19兆円から23兆円に増えるという介護保険の費用の推計もありますが、あと10年から20年後の介護の世界に迫り来る課題でもあります。これは単に量的に対象者が多いだけではなく、多分背景としての家族構成や意識の点で今よりも大きく変容し、介護を支える家庭の力が弱体化してくると想定されます。私もこの団塊の世代に近い年代でありますけれども、今からこの対応を進めておきませんと大変な介護の難民が出てくると、そのような想定をしているところであります。

このような予想の中で、保険、医療、福祉、そして介護が連携した地域包括ケアシステムの整備や高齢者総合相談センター、包括介護支援センターの充実がうたわれておりますが、今のうちからこの見通しに備えた介護保険事業の将来見通し、それを戦略的に計画し備える必要があると考えます。

先ほどの答弁によりますと、介護保険はあくまでも3年を1期としている計画であると、したがって、なかなか長期の計画は策定しにくいという答弁でありましたけれども、介護保険と連動

した市の福祉計画、そういうものの作成によって、確実に来る大きな塊の団塊の世代、この介護問題について、やはり市としての計画を備える必要があると思いますので、この点についてご説明申し上げます。

**議長（岩淵一司君）** 松岡事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君）** 議員ご指摘のとおり、10年後、20年後、特に平成37年度、2025年には、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上の高齢者に達する年度でございます。75歳以上と申しますのは、それまでの方より介護の認定を受ける方の割合が増えてくるということで、ご指摘のとおり、介護サービスを利用すると思われる方が増えるという時期でございます。そういったことで、5期の計画につきましては、平成26年度が最終年度でございますけれども、そういった団塊の世代の方々の推移等も勘案して、いろいろ予防に力を入れるとか、そういうことでできるだけ給付の水準を押さえるような計画をつくったところでございます。

それで、今度の介護保険報酬改定と同時に医療の報酬も改定されるということで、6年ぶりの同時改定でございます。先ほど来申し上げてまいりましたとおり、在宅でのサービスの充実を図るということで、病院等に依存せず住み慣れた地域で生活を継続するような医療と介護の連携を図っていくということがうたわれております。したがって、施設サービスとあわせて在宅のサービスも充実しながら、将来の人口増、後期高齢者の75歳以上に達する年に対応していかなければならないというふうに認識してございます。

**議長（岩淵一司君）** 6番、沼倉憲二君。

**6番（沼倉憲二君）** 介護保険サイドからはそのような答弁が一つの限界ではないかと思えます。いずれ、今回はこの組合のほうの一般質問でありますので直接ではありませんけれども、この介護保険に関連いたしまして、ただいま質問申し上げましたように、市としてのこの介護の将来見通し、こういうものに備える中長期の計画、そういうものの作成と申しますか、そういうお考えがないかどうか、この機会にお伺いしたいと思います。

**議長（岩淵一司君）** 沼倉議員に申し上げますが、きょうは広域行政組合で、一関市、それから平泉町にかかわる課題ですので、この質問についてはなじまないと思えますので、取り下げをお願いします。

6番、沼倉憲二君。

**6番（沼倉憲二君）** そのような組合の議会の限界があるという内容でございますけれども、いずれ私が質問した趣旨につきましては、管理者の市長さん以下、十分にご理解いただいております。非常に今のうちから備えておかないと、この基盤を整備するためには一定の期間、一定のスタッフが必要であるということでもありますので、今のうちからこれに一定の備えをしておくということが、今の団塊の世代の皆さんがその時期に達した場合、苦勞しない、あるいは必要な介護を受けることができると思えますので、ひとつ答弁は結構でございますので、その辺をひとつお願いをしたいと思います。

以上で、今回の一般質問の4項目の質問を終わります。大変ありがとうございました。

**議長（岩淵一司君）** 沼倉憲二君の質問を終わります。

**議長（岩淵一司君）** 日程第5、認第1号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 認第1号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災の被害者の介護保険料の負担軽減を図るため、減免の期間を延長するなど、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 認第1号、専決処分について、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表で説明を申し上げます。

1ページの第2条であります。改正前は平成24年2月29日までの間に納期の末日が到来する保険料を減免する規定でありましたが、減免期間を延長し、平成24年9月分までの保険料を減免するため改正するものであります。

下から2行目のただし書きの追加は、原子力災害対策特別措置法による避難者等の保険料減免についての規定であり、2ページ目になりますけれども、平成24年度までの保険料を減免するものであります。

第3条第4項と第5項の改正につきましては、文言の整理であります。

第4条は、保険料の減免期間の延長に伴い、申請書の提出期限の延長を規定するものであります。

認第1号の3ページ、附則でありますけれども、この条例の施行期日は平成24年3月1日であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

**議長（岩渕一司君）** これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

認第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（岩渕一司君）** 起立満場。

よって、認第1号は、承認することに決定しました。

**議長（岩渕一司君）** 日程第6、議案第1号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 議案第1号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、月額報酬を支給する特別職の職員のうち、勤務時間の定めのある職員に対し、通勤割増報酬を支給するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 議案第1号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表で説明を申し上げます。

別表に備考として、「月額報酬を支給する特別職の職員のうち、勤務時間の定めのある者に対して、月額1万7,200円の範囲内で通勤割増報酬を支給することができる。」との規定を加えるものであります。

前のページの附則であります。この条例の施行日は平成24年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

**議長（岩渕一司君）** これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（岩渕一司君）** 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

**議長（岩渕一司君）** 日程第7、議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条の規定により、3年を1期として策定する第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を見直しするなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表で説明を申し上げます。

第5条は、平成24年度から平成26年度までの介護保険料について改正するものであります。

第5期介護保険事業計画におきまして、第1号被保険者の保険料基準月額を4,797円とすることから年額保険料の第1段階から第11段階について改正するものであります。

第1号及び第2号の改正規定につきましては、それぞれ第1段階及び第2段階の保険料であります。第3号の改正は第4段階、第4号から第6号の改正は、6段階から8段階の保険料であります。

2ページになります。

第7号は、所得段階を190万円以上400万円未満として新設いたします第9段階の保険料であります。

第8号につきましても所得段階を400万円以上600万円未満として新設いたします第10段階の保険料であります。

第9号は、所得段階が600万円以上の第11段階の保険料であります。

第7条第3項及び第8条の改正は、文言の整理であります。

3ページになります。

本条例の附則の改正につきましても文言の整理であります。

改正条例附則第3条は第3段階の保険料、4ページの附則第4条は第5段階の保険料であります。

第3段階と第5段階につきましても附則で規定しておりますけれども、介護保険法施行令の一部改正においても附則で規定しているため、介護保険条例においても同様に附則で規定したものであります。

3ページに戻りますけれども、この条例の施行期日は、平成24年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

議長（岩淵一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立多数。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩淵一司君） 日程第8、議案第3号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算から日程第9、議案第4号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第3号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

1 ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を25億7,946万8,000円と定めようとするものであります。また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

4 ページをお開き願います。

目的別歳出は第1表のとおりで、議会費178万円、総務費3,656万4,000円、衛生費20億2,196万7,000円、公債費5億1,615万6,000円、諸支出金1,000円、予備費300万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金20億4,237万6,000円、使用料及び手数料2億1,758万3,000円、国庫支出金9,757万7,000円、財産収入4,804万9,000円、寄附金1,000円、繰入金1,551万3,000円、繰越金1,000円、諸収入1億2,016万8,000円、組合債3,820万円を見込みました。

5 ページをお開き願います。

第2表、地方債につきましても、廃棄物処理施設整備事業について限度額等を定めようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、7ページをお開き願います。

議案第4号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましても歳入歳出予算の総額を134億7,833万4,000円、また、サービス勘定につきましても歳入歳出予算の総額を3,576万1,000円と定めようとするものであります。また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

まず、事業勘定について申し上げます。

10ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、総務費2億8,374万8,000円、保険給付費126億5,600万1,000円、基金積立金2億3,856万円、地域支援事業費2億9,028万円、公債費98万8,000円、諸支出金775万7,000円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、8ページとなりますが、保険料21億4,870万9,000円、分担金及び負担金19億1,975万3,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金32億6,253万4,000円、支払基金交付金36億8,848万7,000円、県支出金21億5,710万8,000円、財産収入165万7,000円、繰入金2億9,357万7,000円、繰越金1,000円、諸収入630万8,000円を見込みました。

次に、12ページとなりますが、サービス勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、サービス事業費3,501万円、諸支出金1,000円、予備費75万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、11ページとなりますが、サービス収入3,569万2,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入6万7,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 議案第3号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び議案第4号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

初めに、一般会計予算であります。

予算書15ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目総務費分担金は、歳出の1款議会費、2款総務費、6款予備費に充当する財源であり、構成市町ごとの分担割合につきましては、一関市9分の8、平泉町にありましては9分の1となっております。

2目衛生費分担金のうち1節衛生総務費分担金は、歳出の3款衛生費、1項衛生総務費に充当するものであり、分担割合は総額の10%が均等割、90%が人口割であります。2節火葬場費、3節ごみ処理費、4節し尿処理費の分担金にありましては、歳出の3款2項火葬場管理費、3項ごみ処理費、4項し尿処理費に充当するものであり、分担割合は総額の10%が均等割、90%が利用割であります。

2項負担金、1目建設事業費負担金は、旧組合の地方債の償還に係る負担金につきましては統合前の負担割合としておりまして、旧一関地方衛生組合にかかわる分につきましては人口割のみとなっております。なお、現組合で整備いたしました地方債の償還分につきましては、人口割であります。

1款に占める構成市町ごとの総額及び構成割合は、一関市が19億3,008万6,000円で94.5%、平泉町が1億1,229万円で5.5%となります。

16ページになります。

2款使用料及び手数料につきましては、斎苑使用料やごみ処理手数料等にかかわるものでありまして、対前年度比較は、取り扱い件数や搬入量の増減によるものであります。

17ページになります。

3款1項国庫補助金は、一関清掃センターにおける排ガス等のモニタリング補助金でありまして、3款2項委託金につきましては、舞川清掃センターにおける焼却灰の固化、保管に関する委託料であります。

4款1項1目財産貸付収入の主なものにつきましては、旧伝染病隔離病舎の岩手県への貸し付けであり、その貸付額は当該病舎建設時の地方債に係る元利償還額相当であります。

18ページになります。

4款2項2目物品売払収入は、資源物や再生品の売払収入であり、前年度比較での減額の要因は、資源物の売り払い単価の下落によるものであります。

6款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、火葬場管理費と川崎清掃センター中央監視装置改良工事に充当するものであります。

19ページになります。

8款2項受託事業収入につきましては、岩手県からの要請によります災害廃棄物の受け入れ、それから管内汚染牧草の受け入れに伴う償却経費に充てる収入であります。

20ページになります。

9款1項組合債につきましては、川崎清掃センター中央監視装置改良工事に係る起債でありまして、充当率につきましては75%となっております。

次に、21ページからは歳出になります。

23ページをお開き願います。

3款1項1目衛生総務費であります。説明欄、丸印の5つ目、衛生総務費につきましては、環境衛生事務全般に係る事務経費となっております。

24ページになります。

丸印、ごみ減量化対策費の印刷製本費につきましては、ごみ収集カレンダー等の印刷経費であり、毎年、組合管内全世帯に配布いたしまして、分別収集についての住民の皆様のご協力をいただくものであります。

25ページになります。

3款2項火葬場管理費につきましては、釣山斎苑、千厩斎苑の運営管理に係る経費であります。各13節の委託料は、施設運転管理等業務委託料であります。各15節工事請負費は、火葬炉設備補修工事に関するものでありまして、毎年度計画的に実施するものであります。

26ページになります。

3款3項1目一関清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費、ごみ収集運搬事業費、粗大ごみ収集運搬事業費に関する経費であります。11節需用費の主なものは、ダイオキシン類処理に係る各種薬品、機械設備の補修材などの消耗品、施設の電気料であります。13節委託料は、新たにリサイクルプラザ施設管理委託料を計上しておりますし、ごみ施設運転管理業務委託料、ごみ収集運搬委託料等であります。15節工事請負費は、各施設の定期補修工事が主なものであります。

27ページになります。

2目大東清掃センター費であります。ごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費、ごみ収集運搬事業費等にかかわる経費であります。11節需用費は、ダイオキシン対策のほか、新たに災害廃棄物や汚染牧草の受け入れ焼却に伴う薬品類や電気料を計上しております。13節委託料は、施設運転管理委託料、ごみ収集委託料のほか、放射能測定業務委託料も計上しております。

28ページになります。

3目舞川清掃センター費であります。29ページの丸印、指定廃棄物保管事業費は、一関清掃センターの焼却灰セメント固化、保管に伴う100%国費による委託事業であります。

5目東山清掃センター費にありましては、11節需用費に放射能対策に伴うベントナイトシート等を新たに計上しております。

30ページと31ページになります。

4項し尿処理費は、一関清掃センター及び川崎清掃センターの施設管理に係る経費であります。11節需用費につきましては、し尿処理薬品などの消耗品及び電気料などで、13節委託料は、施設の維持管理に係るものでありまして、貯留槽清掃業務委託、脱水汚泥等廃棄物処理業務委託等であります。15節工事請負費は、定期補修工事のほか、川崎清掃センター中央監視装置の改良工事を行うものであります。

32ページになります。

4款1項1目公債費の元金にありましては、ごみ及びし尿処理施設、火葬場、最終処分場の整備、それから災害復旧費に係る地方債の償還金であり、平成24年度末の未償還元金につきましては13億5,173万6,000円の見込みとなります。なお、詳細にありましては、40ページに地方債の現在高に関する調書でお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、介護保険特別会計事業勘定予算について申し上げます。

43ページをお開き願います。

歳入であります。1款1項保険料であります。第5期介護保険計画の1年度目にあたり、第1号被保険者の介護保険料を増額改正することから、対前年比3億7,797万円の増とじているものであります。

2款1項分担金にありましては、構成市町からの分担金であります。構成市町の手当割合につきましては、1節介護給付費分担金は、総額の10%が高齢者人口割、90%が給付割、2節地域支援事業費分担金は高齢者人口割のみ、3節事務費分担金は10%の均等割、90%の高齢者人口割となっております。

2款に占める構成市町ごとの総額及び構成割合につきましては、一関市が18億397万7,000円で94%、平泉町が1億1,577万6,000円で6%となります。なお、構成市町ごとの負担額の詳細につきましては、別冊の予算説明資料7ページをご参照願います。

44ページをお開き願います。

4款国庫支出金から、45ページ、6款県支出金までの各目ごとの負担、補助の割合などは、別冊の予算説明資料16ページに記載しておりますので、参照願います。

45ページになります。

6款3項3目介護保険料上昇緩和特例交付金につきましては、組合が岩手県に拠出したしまして、介護保険財政安定化基金として積み立てた額の一部が交付されるものであります。

また、4項介護保険料上昇緩和支援特例交付金につきましては、介護保険財政安定化基金に岩手県が拠出した額の一部が交付されるものであります。

3目の介護保険料上昇緩和特例交付金と同額であります。

46ページになります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金にありましては、介護保険料の軽減のため、取り崩すものであります。

8款の廃項となります介護従事者処遇改善臨時特例基金にありましては、平成23年度をもちまして3年間の特例期間が終了したことによるものであります。

47ページになります。

10款2項3目雑入であります。8款で廃項とした介護従事者処遇改善臨時特例基金の残高見込み額が主なものであります。

次に歳出であります。

48ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費につきましては、介護保険事務の全般的な経費であります。

49ページになります。

1款3項1目認定審査費にありましては、説明欄一番上の介護認定審査会委員報酬につきまして、年間延べ240回の審査会を見込んだところであります。介護認定調査員報酬は1名増員といたしまして、介護認定調査を円滑に実施しようとするものであります。

50ページになります。

2款1項1目介護サービス費は要介護者に対する給付分、2目介護予防サービス費は要支援者に対する給付分であります。

3目審査支払手数料にありましては、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護事業者への支払業務委託料であります。

4目高額介護等サービス費は、利用者負担額が一定額を超えた場合、給付するものであります。5目高額医療合算介護等サービス費にありましては、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額となる場合に負担を軽減するために給付するものであります。

6目特定入所者介護サービス費にありましては、介護保険施設等の食費、居住費につきまして、

所得に応じた負担額を超えた場合に給付する低所得者対策分となっております。

51ページになります。

3款1項1目基金積立金にありましては、岩手県が介護保険財政安定化基金を取り崩し、組合に交付する額を介護給付費準備基金に積み立てし、第5期介護保険料の上昇緩和対策に充てるものであります。

4款1項介護予防事業費にありましては、介護予防事業として構成市町へ委託いたしまして、運動器機能向上事業、口腔機能向上事業、認知症予防教室等を予定するものであります。

4款2項包括的支援等事業費にありましては、次の52ページになりますけれども、説明欄2行目の包括的支援事業委託料にありましては、高齢者の生活状況の把握や介護に関する相談等を在宅介護支援センター等20カ所に委託するものであります。次の地域包括支援センター業務委託料にありましては、平成22年度までの3カ所、それから平成23年度の1カ所に加え、平成24年度、新たに1カ所委託しようとするものであります。下から2行目の任意事業構成市町委託料につきましては、家族介護者支援、介護用品の支給などを委託し、実施しようとするものであります。

53ページになります。

6款1項1目諸支出金の説明欄、介護従事者処遇改善臨時特例交付金返還金は、基金として積み立てていた平成23年度末の残高を国庫に返還するものであります。

次に、介護保険特別会計、サービス勘定となります。

63ページをお開き願います。

サービス勘定は、地域包括支援センターの予防給付に係るサービス事業でありまして、ケアプラン作成等に係る経費であります。

歳入であります。

65ページになりますけれども、1款1項1目介護予防サービス計画費収入であります。本年1月に花泉地域の包括支援センター業務を委託したこと、また、本年度には藤沢地域分の包括支援センター業務を委託予定でありますことから、対前年比減額となっております。

次に歳出であります。

66ページとなります。

1款1項1目介護予防支援事業費であります。説明欄1行目の介護予防支援員は、ケアプランの作成業務にあたるものであり、花泉地域分の委託が完了したことと、藤沢地域分の包括業務を委託することから2名減少しております。中ほどの介護予防プラン作成等委託料につきましては、管内居宅介護支援事業所に介護支援計画の作成を委託するものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（岩渕一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

採決は個別に行います。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

午後3時15分まで休憩します。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

議長(岩淵一司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第10、議案第5号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第4号)から日程第11、議案第6号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者(田代善久君) 議案第5号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災による地震災害復旧費等の減額など、所要の補正をしようとするものがあります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、5,349万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億4,286万9,000円といたしました。

3ページをお開き願います。

目的別歳出補正額は第1表のとおりで、衛生費3,749万4,000円、災害復旧費1,599万7,000円を減額いたしました。財源といたしまして、2ページになりますが、分担金負担金1,896万9,000円を増額し、繰入金1,180万6,000円、組合債5,020万円、国庫支出金1,045万4,000円を減額いたしました。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費につきましては、一関清掃センターごみ焼却施設地震災害復旧事業について繰越明許しようとするものであります。

5ページとなりますが、第3表、地方債補正につきましては、火葬施設地震災害復旧事業に係る地方債を廃止し、廃棄物処理施設整備事業及び廃棄物処理施設地震災害復旧事業について限度額を変更しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、7ページをお開き願います。

議案第6号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)について、

提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した被保険者の介護保険料の減免、利用者負担額の免除等の見込み及び国の災害臨時特例補助金の確定に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、927万円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億4,659万1,000円といたしました。

8ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出補正額は第1表のとおりで、保険給付費439万円、諸支出金488万円を増額いたしました。これを賄う財源といたしまして、第1表上段になりますが、国庫支出金2,777万4,000円を増額し、保険料1,850万4,000円を減額いたしました。なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしく願いいたします。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 議案第5号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）及び議案第6号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

初めに、一般会計予算であります。

予算書10ページをお開き願います。

歳入、1款2項1目建設事業費負担金は、1節火葬場整備費負担金と2節ごみ処理施設整備費負担金については、補正前は組合債である災害復旧事業債で措置しておりました額につきまして、震災復興特別交付税として構成市町に交付されることになったことから、構成市町からの負担金として計上したものであります。

5款1項基金繰入金は、一関清掃センターごみ焼却施設工事とし尿処理改良工事の事業費確定に伴う減額であります。

8款1項1目衛生債は廃棄物処理施設整備事業費の確定による減額、2目災害復旧債は、1節火葬施設災害復旧事業債にありましては、全額震災復興特別交付税で措置されることから減額するものでありますし、2節廃棄物処理施設災害復旧事業債は、事業費確定と震災復興特別交付税措置分を減額するものであります。

11ページになります。

9款1項国庫補助金は、事業費確定による減額であります。

12ページになります。

歳出であります。3款3項ごみ処理費と3款4項し尿処理費は、事業費確定による減額であります。

7款1項衛生施設災害復旧費は、減額分は事業費確定によるものですが、13ページ、一番下、一関清掃センターし尿処理施設地震災害復旧費は、新たに国庫補助事業として認められたため計上しております。

次に、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

16ページをお開き願います。

歳入であります。1款1項保険料であります。東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例により、減免した保険料分を減額するものであります。

4款2項国庫補助金は、介護保険料の減免額と利用者負担額の免除額等について、新たに措置

するものであります。

17ページになります。

歳出であります。2款1項介護サービス費は、東日本大震災による被害者の利用者負担額免除分を補正するものであります。

6款1項諸支出金は、食費、居住費自己負担分について扶助費として補正するものであります。以上であります。よろしくお願い申し上げます。

**議長（岩淵一司君）** これより質疑を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（岩淵一司君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（岩淵一司君）** 異議なしと認めます。  
よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。  
採決は個別に行います。  
これより採決を行います。  
議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**議長（岩淵一司君）** 起立満場。  
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**議長（岩淵一司君）** 起立満場。  
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

**議長（岩淵一司君）** 以上で議事日程の全部を議了しました。  
管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

**管理者（勝部修君）** 第18回一関地区広域行政組合議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成24年度当初予算等について慎重審議いただきまして、ご賛同を賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。特に、放射性物質による汚染に関する牧草の焼却処分については、大東清掃センターを初め処分場の周辺住民の方々にとっては、大変な不安を伴う中での決断をいただいたということを常に念頭に置いて今後の事業を進めてまいりたいと考えております。また、介護保険事業について、今後の高齢化の進行、あるいは介護サービスに対する期待の大きさ等を踏まえまして、今後の方向づけをしなければならないと考えております。

私は、このことは、地域づくりそのものと合致する部分が相当部分あるというふうに考えているところでございます。

今後におきましても、議員各位の一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、あわせて今議会をもって議員の任期が満了となります平泉町選出の議員の皆様方には、任期中、大変ご苦勞さ

まであったことを御礼を申し上げます。

以上、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

**議長（岩淵一司君）** 第18回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成24年度一般会計、介護保険特別会計予算などの諸案件が、終始真剣な審議によりすべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と勝部管理者を初め執行部局皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表しますとともに、衷心より感謝を申し上げます。

定例会冒頭には、管理者より施策推進方針の表明がされたところでありますが、4人の議員の皆様から一般質問を通して各議員から示されました提言等につきましては、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政各般にわたりその向上が期されるよう、一層の熱意と努力を払われることを念願するものであります。

さて、介護保険事業にありましては、平成24年度において第5期事業計画が始まりますが、少子化、そして超高齢化社会を迎え急速に人口が減少する中、要介護認定者が増加し、施設入所を希望する方が多くなっている現状でありますことから、介護保険の基本理念とする介護が必要になっても尊厳を維持し、それぞれの状態に応じた日常生活を営むことができる社会の構築に尽力されることを望むものであります。また、環境衛生事業の運営に当たりまして、汚染牧草の処理や瓦れき処理などの問題を抱える中、新焼却施設の計画的な施設整備など課題も山積いたしておりますことはご案内のとおりであります。このようなことから、議会の果たす役割はますます大きくなるものであり、構成市町住民の福祉増進のため、今後さらなる調査、研究などに努めることが重要であると認識するところであります。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に厚く感謝を申し上げまして、今定例会閉会に当たりましてのあいさつといたします。ありがとうございました。

**議長（岩淵一司君）** 以上をもって、第18回一関地区広域行政組合定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時30分



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 勝 浦 伸 行

一関地区広域行政組合議会議員 武 田 ユキ子